

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日（金）第 502 号 の 23



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（※）

（人 事 課 取 扱 い） 1

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 39 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則（平 成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 5 条 第 1 項 中「男 女 共 同 参 画 局」の 次 に「， 子 ども 政 策 局」を 加 え，「， 国 体 ・ 全 国 障 害 者 スポ ー ツ 大 会 局」を 削 り，「男 女 共 同 参 画 局 長」の 次 に「， 「子 ども 政 策 局 長」」を 加 え，「， 「国 体 ・ 全 国 障 害 者 スポ ー ツ 大 会 局 長」」を 削 る。

第 14 条 第 1 項 の 表 部 局 長 の 項 中「， く ら し 保 健 福 祉 部」を 削 り， 同 項 中

「

くらし保健福祉部	次長（くらし保健福祉部が定めた担当事務の区分に応じ，当該事務を担当する次長）。ただし，子育て・高齢者支援総括監の所管に属する事項を除く。	主務課の課長	
	子育て・高齢者支援総括監。ただし，子育て・高齢者支援総括監の所管に属する事項に限る。	参事（子育て・高齢者支援担当）	主務課の課長
土木部	次長（土木部長が定めた担当事務の区分に応じ，当該事務を担当する次長）。ただし，本港区まちづくり総括監	主務課の課長	

を

	の所管に属する 事項を除く。		
--	-------------------	--	--

土木部	次長（土木部長 が定めた担当事 務の区分に応じ、 当該事務を担当 する次長）。た だし、本港区ま ちづくり総括監 の所管に属する 事項を除く。	主務課の課長		に改め
-----	---	--------	--	-----

る。

別表第 1 の 1 の項事務の種類欄中「政令」の次に「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）による改正前の地方自治法施行令を「旧政令」を加え、同項第 15 号中「243 の 2 の 2 ⑪」を「243 の 2 の 8 ⑪」に改め、同項第 45 号中「政令」を「旧政令」に改め、同号を同項第 48 号とし、同項中第 44 号を第 47 号とし、第 19 号から第 43 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 18 号中「243 の 2 の 2 ③④⑧」を「243 の 2 の 8 ③④⑧」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 17 号の次に次の 3 号を加える。

(18) 指定公金事務取扱者の指定並びに公金事務の委託及びそれに係る告示（法 243 の 2 ①②）					○							
(19) 指定公金事務取扱者の名称等の変更の届出の処理及びそれに係る告示（法 243 の 2 ③④）					○							
(20) 指定公金事務取扱者の指定の取消し及びそれに係る告示（法 243 の 2 の 3 ①②）					○							

別表第 1 の 22 の項事務の種類欄中「鹿児島県文書規程（昭和 60 年鹿児島県訓令第 10 号）を「文書規程」を「鹿児島県公文書管理規程（令和 6 年鹿児島県訓令第 2 号）を「公文書規程」に改め、同項第 1 号中「文書規定 13②④」を「公文書規程 17②④」に、

「

○				
---	--	--	--	--

」を「

○			○		所長
---	--	--	---	--	----

」に改め、同項第 2 号中「文書規定 26②」を「公文書規程 31②」に、「

○					所長
---	--	--	--	--	----

」を「

○				
---	--	--	--	--

」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 関係者以外の者に対する公文書の閲覧若しくは謄写又は公文書を謄写したものの交付についての承認（公文書規程 40②）					○		○	所長	
--	--	--	--	--	---	--	---	----	--

(4) 分類基準表及び電 磁的記録管理表の作 成 (公文書規程41②)					○			○	所長	
---	--	--	--	--	---	--	--	---	----	--

別表第 1 の 22 の項中第 5 号を削り、同項第 6 号中「亡失」を「紛失」に、「文書規程39③」を「公文書規程45③」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「文書規程40②」を「公文書規程46②」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「文書規程41」を「公文書規程47」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 公文書ファイル管 理簿への記載 (公文 書規程49①)					○			○	所長	
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	---	----	--

別表第 1 の 22 の項第 9 号及び第 10 号を次のとおり改める。

(9) 保存期間が満了し たときの措置の設定 (公文書規程50①)					○			○	所長	
(10) 保存期間が満了し た公文書ファイル等 の移管又は廃棄の決 定及び報告 (公文書 規程51①②)					○			○	所長	

別表第 1 の 22 の項中第 22 号を第 26 号とし、第 12 号から第 21 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第 11 号中「文書規程43②③」を「公文書規程53②③」に改め、同号を同項第 13 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(14) 公文書の管理状況 に係る点検及び点検 結果の報告 (公文書 規程54①)					○			○	所長	
(15) 公文書の紛失又は 誤廃棄の報告 (公文 書規程55①)					○			○	所長	

別表第 1 の 22 の項中第 10 号の次に次の 2 号を加える。

(11) 知事に移管する公 文書ファイル等の利 用制限に係る意見の 提出 (公文書規程51 ⑤)					○			○	所長	
(12) 公文書ファイル等 の保存期間延長の決 定及び報告 (公文書 規程52②③)					○			○	所長	

別表第 2 の 1 の表各課共通の項第 1 号、第 8 号、第 12 号及び第 16 号の備考の欄中「総務部長」を「総務部長、子ども政策局にあっては保健福祉部長」に改める。

別表第 6 秘書課 (行幸啓室を含む。)の表中「秘書課 (行幸啓室を含む。)」を「秘書課」に改める。

別表第 6 学事法制課の表中 15 の項を 16 の項とし、14 の項を 15 の項とし、13 の項を 14 の項とし、同表 12 の項事務の種類欄中「鹿児島県文書規程を「文書規程」」を「鹿児島県公文書管理規程を「公文書規程」」に改め、同項第 6 号中「文書規程13③」を「公文書規程17③」に、同項第 7 号中「文書規程22②」を「公文書規程26③」に改め、同項を同表 13 の項とし、同表中 11 の項を 12 の項とし、10 の項を 11 の項とし、9 の項を 10 の項とし、同表 8 の項事務の種類欄中「鹿児島県文書規程を「文書規程」」を「鹿児島県公文書管理規程 (令和 6 年鹿児島県訓令第 2 号) を「公文書規程」」に改め、「鹿児島県公印規程」の次に「(昭和 27 年鹿児島県訓令甲

第 8 号)」を加え、同項第 1 号中「文書規程 26②」を「公文書規程 31②」に改め、同項中第 2 号を削り、同項第 3 号中「文書規程 38②」を「公文書規程 44②」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「文書規程 39①」を「公文書規程 45①」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「文書規程 40②」を「公文書規程 46②」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「文書規程 41」を「公文書規程 47」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 公文書ファイル管理簿の調製及び公表 (公文書規程 48①②)					○														
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 学事法制課の表 8 の項中第 7 号を次のように改める。

(7) 廃棄しようとする公文書ファイル等の報告 (公文書規程 51③)					○														
-------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 学事法制課の表 8 の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項を同表 9 の項とし、同表中 7 の項の次に次の 1 項を加える。

8 鹿児島県公文書等の管理に関する条例 (令和 5 年鹿児島県条例第 4 号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務	(1) 廃棄しようとする公文書に係る意見の付与及び県公文書管理委員会の意見の聴取 (条例 8③)				○														
	(2) 県公文書管理委員会の意見の実施機関への通知 (条例 8④)					○													
	(3) 公文書の管理状況に係る報告の概要の公表 (条例 9②)					○													
	(4) 特定歴史公文書の目録の公表 (条例 11④)						○												
	(5) 利用請求者に対する補正の要求 (条例 12②)							○											
	(6) 利用請求に対する決定及び利用請求者への通知 (条例 15①②)								○										

(7) 利用決定等の期限の延長に係る決定及び利用請求者への通知 (条例16②)					○							
(8) 利用決定等の期限の特例に係る決定及び利用請求者への通知 (条例17)					○							
(9) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (条例18)					○							
(10) 公文書管理委員会への諮問及び諮問をした旨の通知 (条例22, 34①)					○							
(11) 特定歴史公文書の廃棄及びそれに係る県公文書管理委員会の意見の聴取 (条例26)					○							
(12) 特定歴史公文書の保存及び利用の状況の概要の公表 (条例27)				○								

別表第 6 青少年男女共同参画課 (男女共同参画室を含む。) の表 6 の項第 2 号中「3③⑤」を「3③⑥」に、「女性相談センター所長」を「女性相談支援センター所長」に改め、同表に次の 2 項を加える。

9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法	(1) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画		○									
----------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

律第52号。 以下この 項中「法」 という。） の施行に 関する事 務	の策定（変 更を含む。） 及び公表 （法8①④）												
	(2) 女性相談 支援センタ ーの業務の 実施（法9 ③④⑦⑩）									○	女性相 談支援 センタ ー所長		
10 困難な 問題を抱 える女性 への支援 に関する 施策の企 画及び総 合調整並 びに実施 に関する 事務	(1) 困難な問 題を抱える 女性への支 援に関する 各部間の総 合調整				○								
	(2) 困難な問 題を抱える 女性への支 援に係る施 策の実施に 関する関係 機関，団体 等との連絡 調整					○							
	(3) 困難な問 題を抱える 女性への支 援に必要な 資料の収集 及び調査の 実施						○						
	(4) 困難な問 題を抱える 女性への支 援に関する 事業の実施								○	女性相 談支援 センタ ー所長	課 長 は，本 庁が実 施する ものに 限る。		

別表第 6 P R 観光課の表中 6 の項を削り， 7 の項を 6 の項とする。

別表第 6 環境林務課（地球温暖化対策室を含む。）の表 23 の項事務の種類欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

別表第 6 廃棄物・リサイクル対策課の表 1 の項中第 99 号を第 101 号とし，第 50 号から第 98 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 49 号中「取消し」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え，同号を同項第 50 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(51) 特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し（行政手続法第 13 条第 2 項第 2 号に該当するものに限る。（法 14 の 6 [14 の 3					○					○	地域振 興局長 支庁 長	地域振興 局長及び 支 庁 長 は，特別 管理産業 廃棄物収
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	-----------------------	---

の 2))												集運搬業に係るものに限る。
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------

別表第 6 廃棄物・リサイクル対策課の表 1 の項中第 48 号を第 49 号とし、第 45 号から第 47 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 44 号中「取消し」の次に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(45) 産業廃棄物処理業の許可の取消し(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 2 項第 2 号に該当するものに限る。)(法 14 の 3 の 2)				○						○	地域振興局長支庁長	地域振興局長及び支庁長は、産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	-----------	----------------------------------

別表第 6 自然保護課(奄美世界自然遺産室を含む。)の表 3 の項中第 57 号を第 72 号とし、第 41 号から第 56 号までを 15 号ずつ繰り下げ、第 40 号を第 50 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(51) 自然体験活動促進計画の認定及び計画の概要の公表又は環境大臣との協議(法 42 の 4 ③④⑤⑥)				○								
(52) 自然体験活動促進計画の変更の認定及び公表又は環境大臣との協議(法 42 の 5 ①③〔42 の 4 ③④⑤⑥〕)				○								
(53) 自然体験活動促進計画に係る軽微な変更の届出の処理(法 42 の 5 ②)				○								
(54) 自然体験活動促進計画に係る認定の取消し及び公表(法 42 の 6 ①②)				○								
(55) 自然体験活動促進計画に関する報告の徴収又は立入検査の実施(法 42 の 7 ①)				○								

別表第 6 自然保護課(奄美世界自然遺産室を含む。)の表 3 の項中第 25 号から第 39 号までを 10 号ずつ繰り下げ、第 24 号中「23③Ⅶ」を「23③Ⅷ」に改め、同号を同項第 34 号とし、同項中第 23 号を第 33 号とし、同項第 22 号中

「

				○				○
--	--	--	--	---	--	--	--	---

 大島支庁長

を

「

				○				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

 に改め、同号を同項第 32 号とし、

同項第21号中

「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 大島支 庁長					○						○		を
				○						○				
」														
「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>					○								に改め、同号を同項第31号とし、
				○										
」														

同項第20号中

「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 大島支 庁長					○						○		を
				○						○				
」														
「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>					○								に改め、同号を同項第30号とし、
				○										
」														

同項中第19号を第29号とし、同項中第18号を第28号とし、同項第17号中

「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 大島支 庁長				○							○		を
			○							○				
」														
「	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">○</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>				○									に改め、同号を同項第26号とし、
			○											
」														

同号の次に次の 1 号を加える。

(27) 利用拠点整備改善 計画に関する報告の 徴収又は立入検査の 実施 (法17②)					○						
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。) の表 3 の項中第16号を同項第21号とし、
同号の次に次の 4 号を加える。

(22) 利用拠点整備改善 計画の認定及び計画 の概要の公表又は環 境大臣との協議 (法 16の 7 ③④ [16の 3 ④⑤⑥])					○						
(23) 利用拠点整備改善 計画の変更の認定及 び公表又は環境大臣 との協議 (法16の 7 ③④ [16の 4 ①③])					○						
(24) 利用拠点整備改善 計画に係る軽微な変 更の届出の処理 (法 16の 7 ③ [16の 4 ②])					○						
(25) 利用拠点整備改善 計画に係る認定の取 消し及び公表 (法16 の 7 ③ [16の 5 ① ②])					○						

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 3 の項中第 15 号を第 20 号とし、同項第 10 号から 14 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 9 号を第 13 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 国定公園事業者の事業の譲渡による地位の承継の承認 (法 16④ [12①])					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 3 の項中第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 公園事業の決定又は変更についての協議会による提案の受理 (法 9 の 2 ③ [法 9 の 2 ①])					○														
(9) 公園事業の決定又は変更を不要と判断した旨及び理由の通知 (法 9 の 2 ③ [法 9 の 2 ②])					○														

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 3 の項中第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 公園計画の変更に係る環境大臣に対する申出についての協議会による提案の受理 (法 8 の 2 ③)					○														
(6) 公園計画の変更に係る環境大臣に対する申出を不要と判断した旨及び理由の通知 (法 8 の 2 ④)					○														

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 4 の項事務の種類欄中「、県立自然公園条例施行規則 (昭和 33 年鹿児島県規則第 112 号) を「規則」を削り、同項中第 40 号を第 53 号とし、第 32 号から第 39 号までを 13 号ずつ繰り下げ、第 31 号を第 39 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(40) 自然体験活動促進計画の認定及び計画の概要の公表 (条例 28 の 3 ③④⑤)					○														
(41) 自然体験活動促進計画の変更の認定及び公表 (条例 28 の 4 ①③)					○														
(42) 自然体験活動促進計画に係る軽微な変更の届出の処理 (法 28 の 4 ②)					○														
(43) 自然体験活動促進計画に係る認定の取消し及び公表 (条例 28 の 5 ①②)					○														

(44) 自然体験活動促進 計画に関する報告の 徴収, 立入検査等の 実施 (条例28の6①)					○									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 4 の項中第 30 号を第 38 号とし, 第 16 号から第 29 号までを 8 号ずつ繰り下げ, 第 15 号を第 22 号とし, 同号の次に次の 1 号を加える。

(23) 利用拠点整備改善 計画に関する報告の 徴収, 立入検査等の 実施 (条例14②)					○									
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 4 の項中第 14 号を第 17 号とし, 同号の次に次の 4 号を加える。

(18) 利用拠点整備改善 計画の認定及び計画 の概要の公表 (条例 13の3④⑤⑥)					○									
(19) 利用拠点整備改善 計画の変更の認定及 び公表 (条例13の4 ①③)					○									
(20) 利用拠点整備改善 計画に係る軽微な変 更の届出の処理 (条 例13の4②)					○									
(21) 利用拠点整備改善 計画に係る認定の取 消し及び公表 (条例 13の5①②)				○										

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 4 の項中第 13 号を第 16 号とし, 第 10 号から第 12 号までを 3 号ずつ繰り下げ, 同項第 9 号中「10②」を「10③」に改め, 同号を第 12 号とし, 同項第 8 号中「10①」を「10②」に改め, 同号を第 11 号とし, 同項第 7 号を第 9 号とし, 同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 公園事業者の事業 の譲渡による地位の 承継の承認 (条例10 ①)					○									
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課 (奄美世界自然遺産室を含む。)の表 4 の項中第 6 号を第 8 号とし, 第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ, 第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 公園計画の変更に ついての協議会によ る提案の受理 (条例 6の2①)			○											
(4) 公園計画の変更を 不要と判断した旨及 び理由の通知 (条例 6の2②)			○											

別表第 6 国民健康保険課の表 2 の項第 32 号中「82の 2 ①⑦」を「82の 2 ①⑧」に改め, 同項第 33 号中「82の 2 ⑥」を「82の 2 ⑦」に改め, 同項第 34 号中「82の 2 ⑨」を「82の 2 ⑩」に改め, 同項中第 77 号及び第 78 号を削り, 第 79 号を第 77 号とし, 第 80 号を第 78 号とする。

別表第 6 健康増進課の表中 6 の項から 9 の項までを削り, 10 の項を 6 の項とし, 同表 11 の項

第 1 号 を 次 の よう に 改 め る。

(1) 特定医療費の支給 (法 5 ①)									○						○	保健所 長
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	----------

別表第 6 健康増進課の表 11 の項第 27 号中

「

									○						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

を

「

									○		○	難病相 談・支 援セン ター所 長			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	-------------------------------	--	--	--

に改め、同号を同項第 28 号とし、

同項中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 指定難病要支援者 証明事業の実施 (法 28 ②)															○		難病相 談・支 援セン ター所 長
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	-------------------------------

別表第 6 健康増進課の表中 11 の項を 7 の項とし、12 の項から 15 の項までを 4 項ずつ繰り上げ、同表に次の 1 項を加える。

12 健康寿 命の延伸 等を図る ための脳 卒中、心 臓病その 他の循環 器病に係 る対策に 関する基 本法 (平 成 30 年法 律 第 105 号。以下 この項中 「法」と いう。)の 施行に関 する事務	県循環器病 対策推進計 画の策定及 び変更 (法 11 ①④)														○		
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第 6 健康増進課の表の次に次の 1 表を加える。

感染症対策課

事務の種類	事項	合議 先	決 裁 区 分					受 任 者 所	所長名	備 考
			知 事	専 決 者						
				副 知 事	部	課	課 長 補			

				事	長	長	佐	長	長	長		
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務 この項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を「法」、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を「省令」という。	(1) 予防計画の策定及び変更（法10①④）				○							
	(2) 連携協議会に関する事務（法10の2①②）					○						
	(3) 患者が管轄区域外居住者の場合における居住地を管轄する都道府県知事への通報（法12③）					○						
	(4) 感染動物が管轄区域外で飼育されていた場合における飼育されていたところを管轄する都道府県知事への通報（法13④）					○						
	(5) 指定届出機関の指定又は指定の取消し（法14①⑥）					○						
	(6) 指定提出機関の指定又は指定の取消し（法14の2①⑦）					○						
	(7) 患者等に対する質問又は調査（法15①③）									○	保健所長	
	(8) 患者等に対する質問又は調査に応ずべき旨の命令（法15⑧）									○	保健所長	
	(9) 感染症の					○						

発生の状況、 動向及び原因の調査の ための他の 都道府県知 事又は厚生 労働大臣へ の協力依頼 (法15⑩)												
(10) 検疫所長 からの通知 に基づく関 係者に対す る質問又は 調査(法15 の2①, 15 の3①②)									○	保健所 所長		
(11) 質問又は 調査結果の 厚生労働大 臣への報告 (法15の2 ②, 15の3 ②③)				○								
(12) 感染症に 関する情報 の公表(法 16①)				○					○	環境保 健セン ター所 長	環境保 健セン ター所 長は、 感染症 発生動 向調査 事業実 施要綱 (平成 11年3 月19日 付け健 医発第 458号 厚生省 保健医 療局長 通知) に基づ く事務 に限 る。	
(13) 新型イン フルエンザ 等感染症等				○								

に係る発生等の公表期間における情報の公表のための市町村への協力依頼及び情報提供(法16②③)																			
(14) 医師, 医療機関その他の医療関係者等への協力依頼及び勧告並びにその勧告に従わなかった旨の公表(法16の2)													○	保健所長					
(15) 検体の採取等に関する勧告又は措置(法16の3①③)													○	保健所長					
(16) 検査等の実施のための他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力依頼(法16の3⑩, 26の3⑧, 26の4⑧)					○														
(17) 患者に対する健康診断の勧告又は措置(法17)													○	保健所長					
(18) 患者に対する就業制限(法18①)													○	保健所長					
(19) 患者又はその保護者に対する届出内容等の通知(法18①)													○	保健所長					
(20) 患者等か													○	保健所					

らの求めがあった場合における病原体を保有しているかどうかの確認(法18④, 22④)										長	
(21) 就業制限に関する感染症の診査に関する協議会への諮問又は報告(法18⑤⑥)								○		保健所長	
(22) 患者に対する入院の勧告又は措置(法19①②③⑤)								○		保健所長	
(23) 入院に関する感染症の診査に関する協議会への報告(法19⑦)								○		保健所長	
(24) 患者に対する入院延長の勧告又は措置(法20①②③④⑥)								○		保健所長	
(25) 入院延長に関する感染症の診査に関する協議会への諮問(法20⑤)								○		保健所長	
(26) 患者の移送(法21)									○	保健所長	
(27) 患者の退院(法22①)									○	保健所長	
(28) 苦情の申出者への通知(法24の2③)									○	保健所長	
(29) 入院患者等からの審査請求の厚生労働大臣					○						

への移送 (法25④)												
(30) 検体等の 収去及び採 取に関する 命令又は措 置（法26の 3①③, 26 の4①③）										○	保健所 長	
(31) 消毒の命 令又は指示 (法27)										○	保健所 長	
(32) ねずみ族, 昆虫等の駆 除の命令又 は指示（法 28）										○	保健所 長	
(33) 物件に係 る命令又は 指示（法29）										○	保健所 長	
(34) 死体の移 動制限等の 指示又は埋 葬の許可 (法30)										○	保健所 長	
(35) 生活の用 に供される 水の使用制 限等の命令 (法31①)				○								
(36) 市町村に 対する生活 の用に供さ れる水の供 給の指示 (法31②)				○								
(37) 建物への 立入り制限 等の指示 (法32)				○								
(38) 交通の制 限又は遮断 の指示（法 33）				○								
(39) 汚染され た場所等へ の立入検査 の実施（法 35①）										○	保健所 長	
(40) 医療の提										○		

供の義務に係る公的医療機関等の管理者に対する通知及び公表（法36の2①③）										
(41) 医療措置協定の締結及び公表（法36の3①⑤）				○						
(42) 医療の提供の義務に係る公的医療機関等の管理者に対する通知及び医療措置協定に基づく措置に係る勧告、指示及び公表（法36の4）				○						
(43) 検査等措置協定の締結及び公表（法36の6①②）				○						
(44) 検査等措置協定に基づく措置に係る勧告、指示及び公表（法36の7）				○						
(45) 感染症指定医療機関に対する流行初期医療確保措置に係る事務及び診療報酬の支払に関する事務の委託の決定（法36の9②、40⑥）				○						
(46) 対象医療機関に支払				○						

	う 流行初期 医療確保措 置に要する 費用及び事 務の執行に 要する費用 の額の決定 (法36の11)										
(47)	対象医療 機関に対す る流行初期 医療の確保 に要する費 用の返還命 令 (法36の 24①)			○							
(48)	入院患者 の医療費の 負担の決定 (法37①② ③)						○		保健所 長		
(49)	結核患者 の医療費の 負担の決定 及びそれに 関する感染 症の診査に 関する協議 会への諮問 (法37の 2 ①③)						○		保健所 長		
(50)	感染症指 定医療機関 の指定, 指 導及び指定 の取消し (法38②⑤ ⑥⑦⑧⑨⑪)			○			○		保健所 長	保健所 長は, 結核指 定医療 機関に 係る事 務に限 る。	
(51)	感染症指 定医療機関 に支払う診 療報酬の額 の決定及び それに係る 意見の聴取 (法40③⑤)				○						
(52)	感染症の 患者が, 緊 急やむを得				○						

ない理由により、感染症指定医療機関以外の病院等に入院した場合等の医療に要した費用の支給の決定（法42①③）																				
(53) 感染症指定医療機関の管理者からの報告の徴収及び診療録その他の帳簿書類の検査の実施（法43①）																			○	保健所長
(54) 感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止め（法43②）																				
(55) 感染を防止するための新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の疑いがある者等への報告又は協力依頼（法44の3①②, 50の2①②）																				
(56) 第2種協定指定医療機関等に対する健康観察等の委託の決定（法44の3④⑤, 50の2④）																				
(57) 健康観察等に係る市町村への協																				

力依頼及び 情報提供 (法44の3 ⑨⑩, 50の 2④)										
(58) 新型イン フルエンザ 等感染症及 び新感染症 外出自粛対 象者の医療 費の負担の 決定(法44 の3の2① ②[37②], 50の3①② [37②])							○		保健所 長	
(59) 新型イン フルエンザ 等感染症及 び新感染症 外出自粛対 象者が, 緊 急やむを得 ない理由に より, 第2 種協定指定 医療機関以 外の病院等 で医療を受 けた場合等 の医療に要 した費用の 支給の決定 (法44の3 の3①, 50 の4①)				○						
(60) 医療人材 の確保につ いての他の 都道府県知 事に対する 応援の依頼 (法44の4 の2①, 51 の2①)		○								
(61) 新感染症 に係る検体 の採取等の 勧告又は措			○					○	保健所 長	部 長 は, 本 庁が実 施する

置（法44の11①③）											ものに 限る。
(62) 新感染症に係る検査実施のための他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力依頼（法44の11⑧）			○								
(63) 新感染症に係る健康診断の勧告又は措置（法45①②）			○					○	保健所 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(64) 新感染症の所見がある者への入院の勧告、措置又は入院延長の措置（法46①②③④）			○					○	保健所 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(65) 新感染症の所見がある者の移送（法47）			○					○	保健所 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(66) 新感染症の所見がある者の退院（法48①）			○					○	保健所 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(67) 新感染症の発生の予防及びまん延防止の措置の命令又は指示（法50①）			○								
(68) 新感染症の発生の予防及びまん延の防止のための交通の制限又は			○								

	遮断の指示 (法50①)											
	(69) 保健所を 設置する市 の定期の健 康診断につ いての指示 (法53の2 ③)				○							
	(70) 結核患者 の届出の通 知(法53の 10)								○	保健所 長		
	(71) 感染症の 発生予防及 びまん延防 止のための 総合調整又 は指示(法 63の3①, 63の4)		○									
	(72) 患者票の 交付及びそ の返納の処 理(省令20 の3③⑥)								○	保健所 長		
	(73) 医療を受 ける病院又 は診療所を 変更した場合 の届出の 処理(省令 20の3⑤)								○	保健所 長		
2 予防接 種法(昭 和23年法 律第68号) の施行に 関する事 務 この項 中予防接 種法を 「法」, 予防接種 法施行細 則(昭和 33年鹿 児島県規 則第59号)	(1) 鹿児島市 に対する定 期の予防接 種の指示 (法5)				○							
	(2) 臨時の予 防接種の実 施及びそれ に係る告示 並びに市町 村長に対す る実施の指 示(法6, 規則5)				○							
	(3) 予防接種 施行計画の 策定(規則				○							

を「規則」という。	1)													
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 指定地方公共機関の指定（法2Ⅷ）			○										
	(2) 都道府県行動計画の作成及び変更（法7①⑨）		○											
	(3) 市町村行動計画の作成又は変更に係る市町村長からの報告の受理及びそれに係る助言又は勧告（法8⑤⑧）				○									
	(4) 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成の報告の受理及びそれに係る助言（法9③）				○									
	(5) 県新型インフルエンザ等対策本部の設置（法22①）		○											
	(6) 市町村長が実施すべき特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の代行及びその旨の公示（法26の2②③）		○											
	(7) 特定新型インフルエンザ等対策の実施についての他の		○											

都道府県知事に対する 応援の要求 (法26の3 ①)										
(8) 特定新型 インフルエンザ等対策 の実施につ いての指定 行政機関の 長等に対す る職員の派 遣の要請 (法26の6 ①)		○								
(9) 患者等に 対する医療 の提供, 検 体採取又は 予防接種等 の実施に係 る医療関係 者への要請 及び指示 (法31①② ③④)				○						
(10) 検体採取 又は注射行 為に係る歯 科医師への 要請(法31 の2①)				○						
(11) 注射行為 に係る診療 放射線技師 等への要請 (法31の3 ①)				○						
(12) 臨時の医 療施設にお ける医療の 提供(法31 の4①)		○								
(13) 臨時の医 療施設にお ける医療の 提供の実施 に関する事 務の一部を				○						

市町村長が行うこととする こととの決定（法31 の4②）										
(14) 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（法31の5, 49）		○								
(15) 新型インフルエンザ等のまん延防止のための措置を要する業態の事業を行う者に対する重点区域における当該措置の要請及び命令並びにその旨の公表（法31の8①③⑤）				○						
(16) 重点区域の住民に対する新型インフルエンザ等の感染防止のための協力要請（法31の8②）				○						
(17) 重点区域における新型インフルエンザ等のまん延の防止のための協力要請等に係る学識経験者への意見の聴取（法31の8④）				○						
(18) 住民に対する感染防				○						

止のための 協力要請 (法45①)																			
(19) 施設管理 者等に対する 感染防止の ための措置 の要請及び 命令並び にその旨の 公表（法45 ②③⑤）				○															
(20) 感染防止 のための協 力要請等に 係る学識経 験者への意 見の聴取 (法45④)				○															
(21) 指定行政 機関の長等 に対する物 資又は資材 の供給のた めの措置の 要請（法50）				○															
(22) 指定公共 機関等に対 する緊急物 資等の運送 等の要請及 び指示（法 54）				○															
(23) 特定物資 の所有者に 対する売渡 しの要請及 び収用（法 55①②）				○															
(24) 特定物資 の生産等を 業とする者 に対する保 管命令（法 55③）				○															
(25) 指定行政 機関等の長 に対する特 定物資の売 渡し等の措				○															

	置の要請 (法55④)												
	(26) 埋葬又は 火葬の実施 に関する事 務の一部を 特定市町村 長が行うこ ととするこ との決定 (法56③)				○								
	(27) 新型イン フルエンザ 等のまん延 防止等の措 置の実施に ついての営 業所等への 立入検査の 実施(法72 ①②)				○								
4 地域保 健法(昭 和22年法 律第101 号。以下 この項中 「法」と いう。)の 施行に関 する事務	地域保健対 策業務に係 る業務支援 員への従事 又は助言の 要請(法21 ①)				○								
5 地方病 の予防に 関する事 務	(1) 予防対策 事業計画の 策定				○								
	(2) 予防対策 事業の実施				○								

別表第6 新型コロナウイルス感染症感染防止対策課の表及び新型コロナウイルス感染症療養調整課の表を削る。

別表第6 生活衛生課の表12の項事務の種類欄中「法」の次に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)を「改正法」を加え、同項中第24号を第25号とし、第8号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 事業譲渡に係る開 設者からの報告の徴 収(改正法附則5②)									○	保健所 長			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------	--	--	--

別表第6 生活衛生課の表13の項事務の種類欄中「法」の次に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)を「改正法」を加え、同項中第24号を第25号とし、第8号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 事業譲渡に係る開									○	保健所			
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----	--	--	--

設者からの報告の徴収 (改正法附則 9②)																			長
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第 6 生活衛生課の表 17 の項事務の種類欄中「法」の次に「, 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 52 号) を「改正法」を加え, 同項中第 16 号を第 17 号とし, 第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ, 第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 事業譲渡に係る営業者からの報告の徴収 (改正法附則 8②)																			○	保健所長
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------

別表第 6 薬務課の表の次に次の 3 表を加える。

子ども政策課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考									
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長											
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長				所 長								
1 こども基本法 (令和 4 年法律第 77 号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務	こども計画の策定 (変更を含む。) 及び公表 (法 10①③)		○																	
2 子ども政策の企画及び総合調整に関する事務	(1) 子ども政策に関する各部局間の総合調整				○															
	(2) 子ども政策の実施に関する関係機関, 団体等との連絡調整					○														
	(3) 子ども政策に必要な資料の収集及び調査の実施						○													
3 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号。以下この	国及び県以外の者からの第二種社会福祉事業の開始等の届出の処									○										

項中「法」という。)の施行に関する事務	理 (法69)												
4 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) の施行に関する事務 この項	(1) 市町村の児童福祉施設 (以下この項中「施設」という。)の設置の届出の処理 (法35③)				○								
中児童福祉法を「法」, 児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) を「政令」, 児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) を「省令」という。	(2) 国, 県及び市町村以外の者 (以下この項中「国等以外の者」という。)の施設の設置の認可及びその取消し (法35④, 58①)			○									
	(3) 国等以外の者の施設の変更の届出の処理 (省令37⑤⑥)				○								
	(4) 市町村の施設の廃止又は休止の届出の処理 (法35⑩)				○								
	(5) 国等以外の者の施設の廃止又は休止の承認 (法35⑫, 省令38②③)			○									
	(6) 施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施 (法46①)				○				○	地域振興局長支庁長		課長は, 本庁が実施するものに限る。	
	(7) 設備等が条例で定める基準に達			○					○	地域振興局長支庁		部長は, 本庁が実	

	しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告及び命令 (法46③)									長	施するものに限る。
	(8) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令に係る諮問 (法46④)				○						
	(9) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令 (法46④)				○						
	(10) 国以外の者の設置する施設の実地検査の実施 (政令38)								○	地域振興局長 支庁長	
	(11) 施設の設置者に対する補助金の返還命令等 (法56の3, 56の5 [社会福祉法58③④ [56⑨]])				○						
5	児童手当法 (昭和46年法律第73号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務	内閣総理大臣に対する児童手当の支給状況の報告等 (法29)				○					
6	鹿児島	(1) 適合証の				○					

県福祉のまちづくり条例 (平成11年鹿児島県条例第11号)に基づく児童遊園に関する事務 この項中鹿児島県福祉のまちづくり条例を「条例」、鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年鹿児島県規則第76号)を「規則」という。	交付の請求の受理, 適合証の交付及び返還の処理(条例19, 規則5)																		
	(2) 整備基準への適合状況の調査の実施(条例23)					○													
7 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 県行動計画の策定又は変更(法9①)		○																
	(2) 県行動計画(変更を含む。)の公表等(法9⑤)				○														
	(3) 県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表(法9⑥)				○														
	(4) 市町村行動計画策定等についての技術的助言等(法10①)					○					○	地域振興局長支庁長	課長は, 本庁が実施するものに限る。						
8 子ども・子育て支援法	(1) 市町村子ども・子育て支援事業					○													

(平成24年法律第65号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	計画の策定又は変更に係る市町村との協議等(法61⑨⑩)											
	(2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更及びそれらに係る意見の聴取(法62①⑤)		○									
	(3) 県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときの内閣総理大臣への提出(法62⑥)					○						
	(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等についての技術的助言等(法63①)					○						

子育て支援課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関する事務 この項中社会福祉法を	(1) 社会福祉関係法の施行事務に関する指導監督、計画の樹立(法20)				○						
	(2) 社会福祉関係法の施行事務に従事する職員				○						

「法」、 社会福祉 法人に対 する助成 の手続に 関する条 例（昭和 38年鹿児 島県条例 第58号） を「条例」 という。	の訓練の実 施（法21）																			
	(3) 社会福祉 法人の設立、 解散及び合 併の認可 （法31①、 46②、50③、 54の6②）				○															
	(4) 社会福祉 法人の定款 変更の認可 （法45の36 ②〔32〕）					○														
	(5) 社会福祉 法人等から の届出の処 理（法45の 36④、46③、 46の6④⑤、 47の5、59、 62①、63①、 64、67①、 68）								○											
	(6) 社会福祉 法人の社会 福祉充実計 画の承認、 変更承認、 軽微な変更 の届出の処 理及び終了 承認（法55 の2①、55 の3①②、 55の4）					○														
	(7) 社会福祉 法人からの 報告の徴収 及び検査の 実施（法56 ①）					○					○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。							
	(8) 社会福祉 法人に対す る改善勧告 及び勧告に 従わなかつ た場合の公 表（法56④ ⑤）				○															

(9) 社会福祉法人に対する改善勧告に係る措置命令 (法56⑥)				○															
(10) 社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告 (法56⑦)				○															
(11) 社会福祉法人に対する解散命令 (法56⑧)				○															
(12) 社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令 (法57)				○															
(13) 県が助成する社会福祉法人に対する報告の要求及び予算変更の勧告 (法58② I II)					○														
(14) 県が助成する社会福祉法人に対する役員解職の勧告等 (法58② III ④ [56⑨])				○															
(15) 県が助成する社会福祉法人に対する補助金等の返還命令等 (法58③ ④ [56⑨], 条例3)				○															
(16) 国及び県以外の者からの第二種																			○

社会福祉事業の開始等の届出の処理 (法69)											
(17) 社会福祉事業を営業者に対する報告の要求並びに検査及び調査の実施 (法70)				○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(18) 社会福祉事業を営業者に対する施設の改善命令 (法71)			○						○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(19) 社会福祉事業を営業者に対する社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し (法72)			○								
(20) 社会福祉連携推進認定並びにその通知及び公示 (法127①, 129)			○								
(21) 社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可及び変更の届出の処理 (法139①③)				○							
(22) 社会福祉連携推進方針の変更の認定 (法140)				○							
(23) 社会福祉連携推進法					○						

人からの届出の処理 (法 141 [46③, 46 の 6 ④⑤, 47の 5], 144 [59])										
(24) 社会福祉 連携推進法 人の代表理 事の選定及 び解職の認 可 (法142)				○						
(25) 社会福祉 連携推進法 人からの報 告の徴収及 び検査の実 施 (法 144 [56①])				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(26) 社会福祉 連携推進法 人に対する 改善勧告及 び勧告に従 わなかった 場合の公表 (法 144 [56④⑤])				○						
(27) 社会福祉 連携推進法 人に対する 改善勧告に 係る措置命 令 (法 144 [56⑥])				○						
(28) 社会福祉 連携推進法 人に対する 業務の停止 命令及び役 員解職の勧 告 (法 144 [56⑦])				○						
(29) 社会福祉 連携推進法 人の社会福 祉連携推進 認定の取消 し及びその				○						

	<p>公示並びに当該社会福祉連携推進法人の名称変更の登記の嘱託（法145①②③⑤〔公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）29⑥⑦〕）</p>																			
	<p>(30) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知（法146④）</p>				○															
	<p>(31) 独立行政法人福祉医療機構貸付金の借入申込書に係る意見の決定（独立行政法人福祉医療機構業務方法書21）</p>					○														
<p>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務 この項</p>	<p>(1) 指定保育士養成施設の指定及びその取消し（法18の6，政令5⑥）</p>				○															
	<p>(2) 指定保育士養成施設</p>					○														

中児童福祉法を「法」、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を「政令」、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）を「省令」、児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）を「規則」という。	の指定に係る変更の承認及び届出の処理（政令5③④）																				
	(3) 指定保育士養成施設の長に対する報告の要求並びに指導及び検査の実施並びに当該長からの報告の処理（法18の7，政令5⑤）					○															
	(4) 保育士試験の実施（法18の8②）					○															
	(5) 保育士試験の受験科目の一部免除（省令6の11）					○															
	(6) 保育士試験の合格又は一部合格の通知（省令6の13）					○															
	(7) 不正受験者に対する処分及び指定試験機関への通知（省令6の14，6の27）					○															
	(8) 保育士試験の指定試験機関の指定及び試験事務の委託（法18の9①）					○															
	(9) 指定試験機関役員を選任及び解任の認可（法18の10					○															

①)											
(10) 指定試験 機関役員の 解 任 命 令 (法18の10 ②)				○							
(11) 試験委員 の選任及び 解任の認可 (法18の11 ②〔18の10 ①〕)				○							
(12) 試験委員 の解任命令 (法18の11 ②〔18の10 ②〕)				○							
(13) 指定試験 機関の試験 事務規程の 認可(変更 の認可を含 む。)及び変 更命令(法 18の13)				○							
(14) 指定試験 機関の事業 計画及び収 支予算の認 可(変更の 認可を含 む。)(法18 の14)				○							
(15) 指定試験 機関の試験 事務に関す る監督上必 要な命令 (法18の15)				○							
(16) 指定試験 機関への報 告の要求, 立入検査等 の実施(法 18の16①)				○							
(17) 指定試験 機関の試験 事務の休止 及び廃止の 許可(政令				○							

11)													
(18) 指定試験 機関の指定 取消し及び 試験事務の 停止命令 (政令12)				○									
(19) 試験事務 の全部又は 一部の実施 (政令14)					○								
(20) 指定試験 機関又は試 験事務に係 る公示(政 令15)					○								
(21) 保育士の 登録及び保 育士登録証 の交付(法 18の18)					○								
(22) 保育士の 登録の取消 し及び名称 の使用停止 (法18の19)				○									
(23) 保育士の 登録の消除 (法18の20)					○								
(24) 保育士登 録証の書換 え交付, 再 交付及び返 納の処理 (政令17, 18, 19)						○							
(25) 登録の取 消しを適当 と認める保 育士に係る 関係都道府 県への通知 (政令20)						○							
(26) 保育士登 録簿の訂正 等(省令6 の36)						○							
(27) 療育の給 付の決定 (法20①)									○	保健所 長			

(28) 指定療育機関に対する療育の給付の委託の決定（法20④, 規則14）									○	保健所 長
(29) 指定療育機関の指定及び取消し（法20⑤⑧）				○						
(30) 指定療育機関の診療報酬の額の決定及びそれに係る意見の聴取（法21の2〔19の20①③〕）					○					
(31) 指定療育機関の診療報酬請求についての管理者からの報告の徴収及び実地検査の実施（法21の3①）					○					
(32) 指定療育機関に対する診療報酬の支払の差止め（法21の3②）					○					
(33) 一時預かり事業に係る届出の処理（法34の12）								○		
(34) 一時預かり事業を行う者に対する報告の要求, 立入検査等の実施（法34の14①）					○					
(35) 一時預かり事業を行				○						

う者に対する措置命令 (法34の14 ③)																					
(36) 一時預かり事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 (法34の14④)				○																	
(37) 病児保育事業に係る届出の処理 (法34の18)								○													
(38) 病児保育事業を行う者に対する報告の要求及び立入検査等の実施 (法34の18の2①)					○																
(39) 病児保育事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令 (法34の18の2③)				○																	
(40) 市町村の児童福祉施設 (以下この項中「施設」という。)の設置の届出の処理 (法35③)					○																
(41) 国, 県及び市町村以外の者 (以下この項中「国等以外の者」という。)の施設の設置の認可及びその取消し (法35④, 58①)				○																	
(42) 国等以外					○																

	の者の施設の設置の認可に係る県児童福祉審議会の意見の聴取（法35⑥）																			
(43)	国等以外の者の施設の設置の認可に係る市町村長との協議（法35⑦）					○														
(44)	国等以外の者の施設の設置の認可をしない場合の通知（法35⑨）					○														
(45)	市町村の施設の変更の届出の処理（省令37④⑤）					○														
(46)	国等以外の者の施設の変更の届出の処理（省令37⑤⑥）					○														
(47)	市町村の施設の廃止又は休止の届出の処理（法35⑩）					○														
(48)	国等以外の者の施設の廃止又は休止の承認（法35⑫，省令38②③）					○														
(49)	施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施（法46①）					○						○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。						
(50)	設備等が条例で定め					○						○	地域振興局長	部長は、本						

る基準に達しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告及び命令（法46③）									支庁長	庁が実施するものに限る。
(51) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令に係る諮問（法46④）				○						
(52) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令（法46④）			○							
(53) 国以外の者の設置する施設の实地検査の実施（政令38）								○	地域振興局長 支庁長	
(54) 療育の給付に要する費用についての本人又はその扶養義務者の自己負担金の額の決定等（法56②，規則43）								○	保健所長	
(55) 療育券の交付（省令10②）								○	保健所長	
(56) 指定療育機関に対する証明書等の交付要求（指定療育機関医療担				○						

当規程（昭和34年厚生省告示第260号）8）																											
(57) 指定療育機関からの不正行為の事実等に係る通知の処理（指定療育機関医療担当規程11）					○																						
(58) 療育券の交付を受けた者からの届出の処理（規則5）										○																	
(59) 指定療育機関からの提出に係る証明書の処理（規則6）										○																	
(60) 療育の内容変更の承認（規則7）														○												保健所長	
(61) 自己負担金の減免又は納入延期の決定（規則46①，47①）																										○	保健所長
(62) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定及び指定の更新（法6の2②，19の10①）					○																						
(63) 小児慢性特定疾病医療費の支給（法19の2①）					○																						
(64) 支給認定のための診断をする医師（以下この項中「指定医」とい					○																						

う。)の指定及び指定の更新(法19の3①, 省令7の12)										
(65) 小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定(以下この項中「医療費支給認定」という。), 指定医療機関の選定及び医療受給者証の交付(法19の3③⑤⑦, 省令7の20)								○	保健所長	
(66) 医療費支給認定をしないことに関する審査の請求(法19の3④)				○						
(67) 小児慢性特定疾病医療支援に要した費用の支払(法19の3⑩)				○						
(68) 小児慢性特定疾病審査会の委員の任命(法19の4②)				○						
(69) 医療費支給認定の変更の認定(法19の5②)								○	保健所長	
(70) 医療費支給認定の取消し等(法19の6)								○	保健所長	
(71) 指定小児慢性特定疾病医療機関				○						

に対する小 児慢性特定 疾病医療支 援の実施に 関する指導 (法19の13)												
(72) 指定小児 慢性特定疾 病医療機関 の指定に係 る変更の届 出の処理 (法19の14)					○							
(73) 指定小児 慢性特定疾 病医療機関 の指定辞退 の処理 (法 19の15)					○							
(74) 指定小児 慢性特定疾 病医療機関 等に対する 小児慢性特 定疾病医療 支援の実施 に関する報 告及び帳簿 書類等の提 出等の命令 並びに検査 等の実施 (法19の16 ①)					○							
(75) 小児慢性 特定疾病医 療費の支払 の一時差止 め (法19の 16④)				○								
(76) 指定小児 慢性特定疾 病医療機関 の開設者に 対する規定 遵守の勧告 及び公表並 びに勧告に 係る措置命 令及び公示					○							

(法19の17)										
(77) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（法19の18）				○						
(78) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等の公示（法19の19）				○						
(79) 小児慢性特定疾病医療費の請求等の審査及び額の決定並びにそれに係る意見の聴取並びに支払に関する事務の委託（法19の20①③④）				○						
(80) 小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施（法19の22④）							○	保健所 長		
(81) 小児慢性特定疾病医療費の不正利得の徴収（法57の2③）				○						
(82) 指定小児慢性特定疾病医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の不正利得の徴収（法57の2④）				○						

(83) 小児慢性 特定疾病児 童等の保護 者等に対す る小児慢性 特定疾病医 療費の支給 に関する報 告又は文書 その他の物 件の提出等 の 命 令 等 (法57の 3 ②)									○	保健所 長	
(84) 小児慢性 特定疾病児 童の保護者 等の資産若 しくは収入 の状況に係 る文書の閲 覧等の要求 又は銀行等 への報告の 要求(法57 の 4 ②)									○	保健所 長	
(85) 指定医の 研修の実施 (省令 7 の 10①Ⅱ)				○							
(86) 指定医の 変更又は辞 退の届出の 処理(省令 7 の 14, 7 の 15)				○							
(87) 指定医の 指定の取消 し(省令 7 の 16)			○								
(88) 指定医の 指定等の公 表(省令 7 の 17)				○							
(89) 医療受給 者証の再交 付(省令 7 の 23①)									○	保健所 長	
(90) 行政手続 における特						○		○	○	地域振 興局長	係 長 は、本

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により提供義務のある特定個人情報情報の副本登録及び更新									支庁長 中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	庁が実施するものに限る。
(91) 施設の設置者に対する補助金の返還命令等（法56の3, 56の5〔社会福祉法58③④〔56⑨〕〕）			○							
(92) 国有財産の譲渡又は貸付けを受けた施設の設置者に対する報告の要求及び予算変更の勧告（法56の5〔社会福祉法58②ⅠⅡ〕）				○						
(93) 国有財産の譲渡又は貸付けを受けた施設の設置者に対する役員解職の勧告等（法56の5〔社会福祉法58②Ⅲ④〔56⑨〕〕）			○							
(94) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施する

設の設置者等に対する報告の要求等 (法59①)										ものに 限る。
(95) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法59③④)				○						
(96) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令及びそれに係る諮問並びに公表 (法59⑤⑨)				○						
(97) 関係都道府県知事に対する勧告又は命令の対象となるべき設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者に関する情報の提供の要求 (法59⑦)					○					
(98) 勧告又は命令をした場合の市町村長への通知 (法59⑧)					○					
(99) 設置の認可を受けていない施設						○		○	地域振興局長 支庁	係長は、本庁が実

	の設置者からの届出の処理等（法59の2）									長	施するものに限る。
	(100) 設置の認可を受けていない施設の運営状況の公表等（法59の2の5）						○		○	地域振興局長 支庁長	係 長は、本庁が実施するものに限る。
	(101) 関係市町村長に対する設置の認可を受けていない施設に関する協力の要求（法59の2の6）						○		○	地域振興局長 支庁長	係 長は、本庁が実施するものに限る。
3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務 この項中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を「法」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合	(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定（法3①③）			○							
	(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る市町村長との協議（法3⑥）				○						
	(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない場合の通知（法3⑨）			○							
	(4) 県が設置する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の公示（法3⑩）			○							

的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号）を「規則」という。	(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその旨の公表（法7①②）				○														
	(6) 県が設置する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の公示の取消し及びその旨の公示（法7③）					○													
	(7) 幼保連携型認定こども園の設置等の届出の処理（法16）						○												
	(8) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可（法17①）						○												
	(9) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る子ども・子育て支援会議の意見の聴取（法17③）							○											
	(10) 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る市町村長との協議（法17⑤）								○										
	(11) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をしない場合の									○									

通知 (法17 ⑦)											
(12) 幼保連携 型認定こども園の設置 者又は園長 に対する報 告の要求及 び立入検査 等の実施 (法19①)				○					○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(13) 幼保連携 型認定こども園の設置 者に対する 改善勧告及 び改善命令 (法20)			○								
(14) 幼保連携 型認定こども園の設置 者に対する 事業の停止 又は施設の 閉鎖の命令 (法21①)			○								
(15) 幼保連携 型認定こども園の設置 者に対する 事業の停止 又は施設の 閉鎖の命令 に係る子ども・子育て 支援会議の 意見の聴取 (法21②)				○							
(16) 幼保連携 型認定こども園の設置 等の認可の 取消し (法 22①)			○								
(17) 幼保連携 型認定こども園の設置 等の認可の 取消しに係 る子ども・				○							

	子育て支援 会議の意見 の聴取（法 22②）											
	(18) 認定こども園の教育・保育等に関する情報の提供（法28）				○							
	(19) 認定こども園の変更の届出の処理（法29）				○							
	(20) 認定こども園の設置者からの報告の処理（法30①）				○			○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。		
	(21) 認定こども園の設置者に対する報告の徴収（法30③）				○							
	(22) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の辞退の届出の処理（規則11①）				○							
4 学校教育法（昭和22年法律第26号）の施行に関する事務 この項 中学校教育法を「法」、 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）を「政	(1) 学校の設置又は廃止の認可及びその告示（法4①，規則2）				○							
	(2) 学校の設置者の変更等の認可（法4①）				○							
	(3) 私立学校の収容定員に係る学則の変更の認可（法4①，政令23①）				○							
	(4) 校長を定				○							

令」，鹿 児島県私 立学校等 に関する 規則（平 成 7 年鹿 児島県規 則第 48 号） を「規則」 という。	めたこと についての届 出の処理 （法 10）										
	(5) 学校の閉 鎖の命令及 びその告示 （法 13①， 規則 2）				○						
5 私立学 校法（昭 和 24 年法 律 第 270 号）の施 行に關す る事務 この項 中私立学 校法を 「法」， 私立学校 法施行令 （昭和 25 年政令第 31 号）を 「政令」 という。	(1) 私立学校 に対する教 育に關する 報告の徴収 （法 6）				○						
	(2) 学校法人 の寄附行為 の認可及び それに係る 意見の聴取 （法 31）				○						
	(3) 学校法人 の寄附行為 の変更の認 可（法 45①）				○						
	(4) 学校法人 の寄附行為 の変更の届 出の受理 （法 45②）				○						
	(5) 学校法人 の設立予定 者の死亡に よる寄附行 為の補充及 びそれに係 る意見の聴 取（法 32 [31②]）				○						
	(6) 学校法人 の財産の状 況等の監査 結果の報告 の受理（法 37③V）				○						
	(7) 学校法人 の解散の認 可及び認定 並びにそれ らに係る意				○						

とする私立 学校を設置 するものが 行う寄附行 為等の認可 申請書の経 由等（政令 3①Ⅰ②）																				
(17) 知事所轄 の学校法人 等が文部科 学大臣所轄 の法人とな る場合の寄 附行為変更 の認可申請 書の経由等 （政令 3① Ⅱ②）					○															
(18) 合併の当 事者が知事 所轄の学校 法人等で合 併後文部科 学大臣所轄 の学校法人 となる場合 の合併の認 可申請書の 経由等（政 令 3①Ⅲ②）					○															
(19) 文部科学 大臣所轄の 学校法人が 知事所轄の 法人となる 場合の寄附 行為変更の 認可に係る 文部科学大 臣との協議 （政令 4Ⅰ）					○															
(20) 合併の当 事者が文部 科学大臣所 轄の学校法 人で合併後 知事所轄の 学校法人と なる場合の					○															

	合併の認可に係る文部科学大臣との協議（政令 4 II）											
6 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の施行に関する事務 この項中私立学校振興助成法を「法」、鹿児島県学校法人助成条例（昭和52年鹿児島県条例第5号）を「条例」という。	(1) 補助金の交付の決定及びその取消し並びに交付した補助金の返還命令（法10, 附則 2, 条例 4, 8, 9）				○							
	(2) 助成を受ける学校法人からの業務又は会計の状況に関する報告の徴収及び当該学校法人の関係者に対する質問又は検査（法12 I）					○						
	(3) 助成を受ける学校法人に対する収容定員を著しく超過して入学等をさせた場合の是正命令, 予算について必要な変更をすべき旨の勧告及び役員解職をすべき旨の勧告並びにそれらの措置をする場合の意見の聴取等（法12 II III IV, 12 の 2 ①②, 13①）					○						

7 子ども ・子育て 支 援 法 (平成24 年法律第 65号。以 下この項 中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	(1) 小学校就 学前子ども 又は小学校 就学前子ど もの保護者 等に対する 報告又は文 書その他の 物件の提出 等の命令等 (法15①)					○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
	(2) 教育・保 育を行った 者等に対す る報告又は 帳簿書類等 の提出等の 命令等(法 15②)					○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
	(3) 特定教育 ・保育施設 の利用定員 に係る市町 村長からの 届出の受理 (法31③, 32③)					○					
	(4) 市町村長 相互間の連 絡調整又は 特定教育・ 保育施設の 設置者等 に対する援助 (法37②, 49②)					○					
	(5) 特定教育 ・保育提供 者からの業 務管理体制 の整備等 に関する届出 の処理(法 55②③④)					○					
	(6) 特定教育 ・保育提供 者の業務管 理体制の整 備に関する 報告又は帳					○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。

の是正又はその調査を受けることの命令の市町村長への通知（法58⑤）																				
(13) 教育・保育提供者に対する確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止が適当である旨の市町村長への通知（法58⑥）				○																
(14) 教育・保育の質及び担当職員情報（教育・保育情報を除く。）の公表（法58⑦）					○															
(15) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に係る市町村との協議等（法61⑨⑩）					○															
(16) 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更及びそれらに係る意見の聴取（法62①⑤）		○																		
(17) 県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときの内閣総理大臣					○															

	(省令15④)												
	(9) 被指定者の名簿の作成（抹消を含む。）及び住所変更届に係る関係都道府県知事への通知等（政令2, 4, 省令13②, 15⑤）						○						
9 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務 この項中母子保健法を「法」、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）を「省令」、母子保健法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第16号）を「規則」という。	(1) 母子保健に関する知識の普及（法9）								○		保健所長		
	(2) 養育医療の給付の指定養育医療機関への委託の決定（法20④）								○		保健所長		
	(3) 指定養育医療機関の指定及びその取消し（法20⑤⑦〔児童福祉法20⑧〕）				○								
	(4) 指定養育医療機関の診療報酬の額の決定及びそれに係る意見の聴取（法20⑦〔児童福祉法19の20①③〕）					○							
	(5) 指定養育医療機関の管理者からの報告の徴収及び実地検査の実施（法20⑦〔児童福祉法21の3①〕）					○							
	(6) 指定養育					○							

	医療機関に 対する診療 報酬支払の 差止め（法 20⑦〔児童 福祉法21の 3②〕）												
	(7) 指定養育 医療機関か らの変更の 届出等の処 理（省令12）							○					
	(8) 指定養育 医療機関指 定証の交付 （規則 2）							○					
10 鹿児島 県妊娠高 血圧症候 群等療養 援護費支 給規則 （昭和39 年鹿児島 県規則第 82号。以 下この項 中「規則」 という。） の施行に 関する事 務	妊娠高血圧 症候群等療 養援護費の 支給及び通 知（規則5①）								○	保健所 長			
11 不育症 検査費用 助成に関 する事務 この項 中鹿児島 県不育症 検査費用 助成事業 実施要綱 （令和 3 年 10 月 6 日制定） を「要綱」 という。	(1) 不育症検 査費用助成 の承認又は 不承認の決 定（要綱 6 IIイ）								○	保健所 長			
	(2) 不育症検 査費用助成 金の返還の 決定（要綱 8）								○	保健所 長			
12 先進医 療不妊治 療費助成	(1) 先進医療 不妊治療費 助成の承認								○	保健所 長			

に関する 事務 この項 中鹿児島 県先進医 療不妊治 療費助成 事業実施 要綱(令 和 5 年 4 月 1 日制 定)を 「要綱」 という。	又は不承認 の決定(要 綱 6 IIイ)											
	(2) 先進医療 不妊治療費 助成金の返 還の決定 (要綱 8)									○	保健所 所長	
13 その他 の事務	私立学校の 設置者又は教 育職員等の表 彰に関する事 務								○			

子ども福祉課

事務の種類	事項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者								受 任 者 所 長
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長			
1 社会福 祉法(昭 和26年法 律第45号) の施行に 関する事 務 この項 中社会福 祉法を 「法」, 社会福祉 法人に対 する助成 の手續に 関する条 例(昭和 38年鹿 児島県 条例第 58号)を 「条例」 という。	(1) 社会福祉 関係法の施 行事務に関 する指導監 督, 計画の 樹立(法20)			○								
	(2) 社会福祉 関係法の施 行事務に従 事する職員 の訓練の実 施(法21)				○							
	(3) 社会福祉 法人の設立, 解散及び合 併の認可 (法31①, 46②, 50③, 54の6②)				○							
	(4) 社会福祉 法人の定款 変更の認可					○						

(法45の36 ② [32])																			
(5) 社会福祉 法人等から の届出の処 理 (法45の 36④, 46③, 46の6④⑤, 47の5, 59, 62①, 63①, 64, 67①, 68)								○											
(6) 社会福祉 法人の社会 福祉充実計 画の承認, 変更承認, 軽微な変更 の届出の処 理及び終了 承認 (法55 の2①, 55 の3①②, 55の4)					○														
(7) 社会福祉 法人からの 報告の徴収 及び検査の 実施 (法56 ①)					○					○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は, 本 庁が実 施する ものに 限る。							
(8) 社会福祉 法人に対す る改善勧告 及び勧告に 従わなかつ た場合の公 表 (法56④ ⑤)				○															
(9) 社会福祉 法人に対す る改善勧告 に係る措置 命令 (法56 ⑥)				○															
(10) 社会福祉 法人に対す る業務の停 止命令及び 役員解職の 勧告 (法56				○															

⑦)												
(11) 社会福祉 法人に対す る解散命令 (法56⑧)				○								
(12) 社会福祉 法人に対す る公益事業 又は収益事 業の停止命 令 (法57)				○								
(13) 県が助成 する社会福 祉法人に対 する報告の 要求及び予 算変更の勧 告 (法58② I II)					○							
(14) 県が助成 する社会福 祉法人に対 する役員解 職の勧告等 (法58②III ④ [56⑨])				○								
(15) 県が助成 する社会福 祉法人に対 する補助金 等の返還命 令等 (法58 ③ ④ [56 ⑨] , 条例 3)				○								
(16) 国, 県, 市町村及び 社会福祉法 人 (以下こ の項中「国 等」という 。)以外の 者に対する 社会福祉施 設の設置等 の許可 (法 62②)				○								
(17) 国等以外 の者が社会 福祉施設の					○							

設置等の許可を受けた場合の当該許可に係る変更の許可 (法63②)										
(18) 国等以外の者に対する施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営の許可 (法67②)				○						
(19) 国及び県以外の者からの第二種社会福祉事業の開始等の届出の処理 (法69)						○				
(20) 社会福祉事業を営業者に対する報告の要求並びに検査及び調査の実施 (法70)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(21) 社会福祉事業を営業者に対する施設の改善命令 (法71)				○				○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(22) 社会福祉事業を営業者に対する社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し (法72)				○						
(23) 社会福祉連携推進認定並びにその通知及び				○						

公示 (法 127①, 129)										
(24) 社会福祉 連携推進法 人の定款の 変更の認可 及び変更の 届出の処理 (法 139① ③)				○						
(25) 社会福祉 連携推進方 針の変更の 認定 (法 140)				○						
(26) 社会福祉 連携推進法 人からの届 出の処理 (法 141 [46③, 46 の 6 ④⑤, 47の 5], 144 [59])					○					
(27) 社会福祉 連携推進法 人の代表理 事の選定及 び解職の認 可 (法142)				○						
(28) 社会福祉 連携推進法 人からの報 告の徴収及 び検査の実 施 (法 144 [56①])				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は, 本 庁が実 施する ものに 限る。	
(29) 社会福祉 連携推進法 人に対する 改善勧告及 び勧告に従 わなかった 場合の公表 (法 144 [56④⑤])			○							
(30) 社会福祉 連携推進法 人に対する 改善勧告に			○							

係る措置命令（法 144 [56⑥]）									
(31) 社会福祉連携推進法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告（法 144 [56⑦]）				○					
(32) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し及びその公示並びに当該社会福祉連携推進法人の名称変更の登記の嘱托（法 145① ② ③ ⑤ [公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） 29⑥ ⑦]）				○					
(33) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知（法146④）				○					
(34) 独立行政					○				

	法人福祉医療機構貸付金の借入申込書に係る意見の決定 (独立行政法人福祉医療機構業務方法書21)												
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務 この項中児童福祉法を「法」、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を「政令」、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）を「省令」、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を「基準」、鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1) 指定児童福祉司養成施設等の指定及びその取消し（法13③Ⅱ，政令3の2⑩）				○								
	(2) 児童相談所の設置等についての内閣総理大臣への報告（政令2）					○							
	(3) 妊産婦に対する助産施設における助産の実施等（法22）								○		地域振興局長 支庁長		
	(4) 保護者及び児童の母子生活支援施設における保護の実施等（法23）								○		地域振興局長 支庁長		
	(5) 児童相談所長等からの報告の処理（規則2，26②，31，32②）							○					
	(6) 児童の措置等（法27①②⑤⑥，27の2）								○		中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談		

(平成24年鹿児島県条例第23号)を「条例」, 児童福祉法施行細則(昭和36年鹿児島県規則第39号)を「規則」という。	(7) 里親の認定に係る諮問及び登録(政令29, 規則28①)					○						所長
	(8) 里親の登録に係る通知(規則28②)								○			
	(9) 里親からの届出の処理(規則30)									○	中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
	(10) 家庭裁判所への送致(法27の3)									○	中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
	(11) 保護者からの隔離措置及び立入調査の実施(法28①, 29)									○	中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
	(12) 児童の同居届出の処理(法30①②)									○	地域振興局長 支庁長	

(13) 児童の同居届出者の居住地変更に係る関係都道府県知事への通知 (政令33)					○					
(14) 児童の保護についての指示及び報告の徴収 (助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に対するものを除く。) (法30の2)								○	中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(15) 在所年齢の延長等の決定 (法31①②)								○	地域振興局長 支庁長 中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(16) 児童の一時保護 (法33②)								○	中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(17) 児童自立生活援助対象者への支							○		中央児童相談所長	

援 (法33の 6 ①)									北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(18) 児童自立 生活援助対 象者からの 児童自立生 活援助の実 施を希望す る旨の申込 書の処理 (法33の6 ②)							○		中央児 童相談 所長 北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(19) 児童自立 生活援助対 象者への情 報提供 (法 33の6 ⑤)							○		中央児 童相談 所長 北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(20) 被措置児 童等虐待に 係る措置の 内容等の社 会福祉審議 会への報告 (法33の15 ②)			○						
(21) 被措置児 童等虐待の 状況等の公 表 (法33の 16)				○					
(22) 児童自立 生活援助事 業又は小規 模住居型児				○					

童養育事業に係る届出の処理（法34の4）										
(23) 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者に対する報告の要求，立入検査等の実施（法34の5①）				○						
(24) 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令（法34の6）			○							
(25) 親子再統合支援事業，社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に係る届出の処理（法34の7の2②③④）				○						
(26) 親子再統合支援事業，社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行う者に対する報告の要求，立入検査等の実施（法34の7の3①）				○						
(27) 親子再統			○							

<p>合支援事業、 社会的養護 自立支援拠 点事業又は 意見表明等 支援事業を 行う者に対 する事業の 制限又は停 止の命令 (法34の7 の4)</p>													
<p>(28) 妊産婦等 生活援助事 業に係る届 出の処理 (法34の7 の5②③④)</p>					○								
<p>(29) 妊産婦等 生活援助事 業を行う者 に対する報 告の要求、 立入検査等 の実施(法 34の7の6 ①)</p>					○								
<p>(30) 妊産婦等 生活援助事 業を行う者 に対する事 業の制限又 は停止の命 令(法34の 7の7)</p>				○									
<p>(31) 児童指導 員の資格の 認定(基準 43IX X, 条 例60)</p>					○								
<p>(32) 市町村の 児童福祉施 設(以下こ の項中「施 設」とい う。)の設置 の届出の処 理(法35③)</p>					○								
<p>(33) 国, 県及 び市町村以</p>				○									

外の者（以下この項中「国等以外の者」という。）の施設の設置の認可及びその取消し（法35④，58）										
(34) 市町村の施設の変更の届出の処理（省令37④⑤）				○						
(35) 国等以外の者の施設の変更の届出の処理（省令37⑤⑥）				○						
(36) 市町村の施設の廃止又は休止の届出の処理（法35⑩）				○						
(37) 国等以外の者の施設の廃止又は休止の承認（法35⑫，省令38②③）			○							
(38) 施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施（法46①）				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(39) 設備等が条例で定める基準に達しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告及び命令（法46③）			○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(40) 設備等が条例で定める基準に達しない場合				○						

等の施設の設置者に対する事業の停止命令に係る諮問(法46④)										
(41) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令(法46④)				○						
(42) 国以外の者の設置する施設の実地検査の実施(政令38)								○	地域振興局長 支庁長	
(43) 縁組の承諾の許可(法33の2①, 33の8②, 47①②, 省令36の28, 39)				○						
(44) 費用の負担の認定及び徴収等(法56①②③④⑤⑥)								○	地域振興局長 支庁長 中央児童相談所長 北部児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	中央児童相談所長, 北部児童相談所長, 大隅児童相談所長及び大島児童相談所長は, 初回の費用の負担の認定に限る。
(45) 施設の設置者に対する補助金の返還命令等(法56の3,				○						

56の5〔社会福祉法58③④〔56⑨〕〕												
(46) 国有財産の譲渡又は貸付けを受けた施設の設置者に対する報告の要求及び予算変更の勧告(法56の5〔社会福祉法58②ⅠⅡ〕)				○								
(47) 国有財産の譲渡又は貸付けを受けた施設の設置者に対する役員解職の勧告(法56の5〔社会福祉法58②Ⅲ③④〔56⑨〕〕)				○								
(48) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する報告の要求等(法59①)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。		
(49) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表(法59③④)				○								
(50) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施				○								

設の設置者等に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令及びそれに係る諮問並びに公表(法59⑤⑨)										
(51) 勧告又は命令をした場合の市町村長への通知(法59⑧)					○					
(52) 自己負担金の減免又は納入延期の決定(規則46①, 47①)								○	保健所長	
(53) 指定児童福祉司養成施設等の指定に係る変更の承認及び届出の処理(政令3の2③④)					○					
(54) 指定児童福祉司養成施設の長等からの報告の処理並びに当該長等に対する報告の要求並びに指導及び検査の実施(政令3の2⑤⑥⑦)					○					
(55) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1							○	○	地域振興局長 支庁長 中央児童相談所長 北部児童相談所長 大	係長は、本庁が実施するものに限る。

	項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新									隅児童相談所長 大島児童相談所長	
	(56) 児童委員の指揮監督(法17④)					○					
	(57) 児童委員の研修の実施(法18の2)					○					
3 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の施行に関する事務 この項中児童扶養手当法を「法」、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)を「省令」という。	(1) 受給資格及び手当の額の認定(法6)							○		地域振興局長 支庁長	
	(2) 手当の額の全部又は一部を支給しないことの決定(法13の2, 14)							○		地域振興局長 支庁長	
	(3) 手当の支払の一時差止め(法15)							○		地域振興局長 支庁長	
	(4) 受給資格者の死亡に係る未支払手当の支払の決定(法16)							○		地域振興局長 支庁長	
	(5) 受給者又は全部支給停止者からの届出等の処理(法28, 省令3の2から6まで, 9から12まで, 12の3)							○		地域振興局長 支庁長	
	(6) 受給資格者等に対する調査の実施(法29①)							○		地域振興局長 支庁長	
	(7) 児童又は児童の父若しくは母に対する受診							○		地域振興局長 支庁長	

命令及び職員による診断の実施（法29②）												
(8) 官公署等に対する資料提供等の請求（法30）								○		地域振興局長 支庁長		
(9) 手当の支払の調整措置（法31）								○		地域振興局長 支庁長		
(10) 手当の額の改定の請求及び届出の処理（省令2, 3）								○		地域振興局長 支庁長		
(11) 児童扶養手当認定通知書等の交付等（省令16, 17, 18, 21, 21の2, 22, 24の2）								○		地域振興局長 支庁長		
(12) 児童扶養手当証書の訂正返付及び再交付等（省令19①, 20①③）								○		地域振興局長 支庁長		
(13) 児童扶養手当証書の交付又は返付の停止に係る町村長からの報告の処理（省令24）								○		地域振興局長 支庁長		
(14) 請求書又は届書の添付書類の省略等の決定（省令26②④）								○		地域振興局長 支庁長		
(15) 指導監査の実施（児童扶養手当等支給事務指導監査実施要綱（平								○		地域振興局長 支庁長		

	成24年 3 月 28日制定))											
	(16) 行政手続 における特 定の個人を 識別するた めの番号の 利用等に関 する法律第 22条第 1 項 の規定によ り提供義務 のある特定 個人情報 の副本登録 及び更新						○					
4 特別児 童扶養手 当等の支 給に關す る法律 (昭和39 年法律第 134号) の施行に 關する事 務 この 項中特別 児童扶養 手当等の 支給に關 する法律 を「法」、 特別児童 扶養手当 等の支給 に關する 法律施行 規則(昭 和39年厚 生省令第 38号)を 「省令」 という。	(1) 受給資格 及び手当の 額の認定 (法5)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(2) 手当の額 の全部又は 一部を支給 しないこと の決定(法 11)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(3) 手当の支 払の一時差 止め(法12)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(4) 受給資格 者の死亡に 係る未支払 手当の支払 の決定(法 13)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(5) 手当の支 払の調整措 置(法16 〔児童扶養 手当法31〕)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(6) 受給者又 は支給停止 者からの届 出等の処理 (法35, 省 令4から12 まで, 12の 3)						○		地域振 興局長 支庁長			
	(7) 受給資格						○		地域振			

者等に対する調査の実施 (法36①)									興局長 支庁長
(8) 障害児等に対する受診命令及び職員による診断の実施 (法36②)							○		地域振興局長 支庁長
(9) 官公署等に対する資料提供等の請求 (法37)							○		地域振興局長 支庁長
(10) 手当の額の改定の請求及び届出の処理 (省令 2, 3)							○		地域振興局長 支庁長
(11) 特別児童扶養手当認定通知書等の交付等 (省令17, 18, 19, 22, 23, 24)							○		地域振興局長 支庁長
(12) 特別児童扶養手当証書の訂正返付及び再交付 (省令20①, 21①)							○		地域振興局長 支庁長
(13) 特別児童扶養手当証書の交付又は返付の停止に係る市町村長からの報告の処理 (省令26)							○		地域振興局長 支庁長
(14) 請求書又は届書の添付書類の省略等の決定 (省令28①③)							○		地域振興局長 支庁長
(15) 指導監査の実施 (児童扶養手当等支給事務指導監査実							○		地域振興局長 支庁長

	施要綱 (平成24年 3 月 28日制定))												
	(16) 行政手続 における特 定の個人を 識別するた めの番号の 利用等に関 する法律第 22条第 1 項 の規定によ り提供義務 のある特定 個人情報 の副本登録 及び更新							○					
5 母子及 び父子並 びに寡婦 福 祉 法 (昭和39 年法律第 129号) の施行に 関する事 務 この項 中母子及 び父子並 びに寡婦 福祉法を 「法」, 母子及び 父子並び に寡婦福 祉法施行 令 (昭和 39年政令 第224号) を「政 令」, 母 子及び父 子並びに 寡婦福祉 法施行規 則 (昭和 39年厚生 省令第32 号) を	(1) 母子福祉 資金及び父 子福祉資金 並びに寡婦 福祉資金の 貸付けの決 定 (法13, 14, 31の 6 ①②③④, 32①②④)							○		地域振 興局長 支庁 長			
	(2) 貸付金の 償還の免除 (法15①, 31の 6 ⑤, 32⑤)				○								
	(3) 公共的施 設内におけ る売店等の 設置に関す る措置 (法 25③, 34①)								○		地域振 興局長 支庁 長		
	(4) 貸付金の 償還の据置 期間の延長 の承認 (政 令 8 ⑥, 31 の 6 ⑥, 37 ⑥)								○		地域振 興局長 支庁 長		
	(5) 貸付金の 交付の停止 又は減額の 決定 (政令 11, 31の 7,								○		地域振 興局長 支庁 長		

「省令」， 母子福祉 資金及び 父子福祉 資金並び に寡婦福 祉資金の 貸付に 関する規 則（昭和 40年鹿児 島県規則 第25号） を「規則」 という。	38)																			
	(6) 貸付資格 がなくなっ た場合等の 資金の貸付 けの 停 止 （政令12, 31の7, 38)								○									地域振 興局長 支庁 長		
	(7) 不正があ った場合等 の資金の貸 付けの停止 の決定及び 通知並びに それに係る 諮問（政令 13, 31の7, 38, 規則10, 16)						○													
	(8) 母子・父 子福祉団体 の事業収益 の貸付け対 象事業以外 の用途への 使用の承認 （政令15① Ⅲ, 31の7, 38)						○													
	(9) 母子・父 子福祉団体 に対する貸 付け対象事 業に係る報 告徴収，立 入検査及び 改 善 勸 告 （政令15② I II, 31の 7, 38)						○													
	(10) 母子・父 子福祉団体 に対する役 員の解職の 勸告（政令 15②Ⅲ, 31 の7, 38)						○													
(11) 貸付金の 一時償還の 請求（政令						○														

16, 31の7, 38)											
(12) 違約金の免除 (政令17ただし書, 31の7, 38)					○						
(13) 償還金の支払猶予 (政令19①, 31の7, 38)							○		地域振興局長 支庁長		
(14) 内閣総理大臣に対する貸付金の貸付業務の状況の報告 (政令24, 31の7, 38, 省令1の4)					○						
(15) 内閣総理大臣に対する貸付申請書の提出 (省令10)				○							
(16) 連帯保証人の変更の承認 (規則5の2, 16)							○		地域振興局長 支庁長		
(17) 貸付金の増額又は貸付期間の延長の決定及びその通知 (規則8②③, 16)							○		地域振興局長 支庁長		
(18) 貸付金の償還方法又は償還期間の変更の承認 (規則13, 16)							○		地域振興局長 支庁長		
(19) 書類の受理 (規則5①, 6, 7, 9, 16)							○		地域振興局長 支庁長		
(20) 貸付金に係る1件5万円未満の債権金額の履行延期の特約							○		地域振興局長 支庁長		

	(21) 貸付金の償還（収入命令及び戻出命令を除く。）								○	地域振興局長 支庁長
	(22) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給（法 31, 31の10, 政令27, 28, 29, 31の9）								○	地域振興局長 支庁長
	(23) 教育訓練の講座の指定（省令 6 の 7, 6 の 17の 7）								○	地域振興局長 支庁長
	(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								○	
6 母子家庭等青少年者の身元保証に関する条例（昭和 31 年鹿児島県条例第 7 号）の施行に関する事務 この項中母子家庭等青少年者の身元保証に関する条例	(1) 被保証人の就職区域の指定（条例 3 V, 規則 1 ②）				○					
	(2) 身元保証の決定（規則 3 ①）				○					
	(3) 身元保証決定通知書の送付（規則 3 ①）							○		
	(4) 身元保証契約の締結及び更新（規則 5, 6）				○					

を「条例」，母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年鹿児島県規則第34号）を「規則」という。	(5) 身元保証契約の解除（条例 8）					○													
	(6) 雇用者に対する補償額の決定（規則 9②③）					○													
	(7) 被保証人に対する求償額の免除（条例 9）					○													
7 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 保護者に対する出頭の要求又は調査若しくは質問の実施（法 8 の 2①）											○		中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長					
	(2) 児童の住所又は居所への立入調査又は質問の実施（法 9①）											○		中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長					
	(3) 保護者に対する再出頭要求又は調査若しくは質問の実施（法 9 の 2①）											○		中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長					
	(4) 職員によ											○		中央児					

	る臨検又は 捜索若しくは調査若しくは質問の 実施（法 9 の 3 ①②③ ⑤）									童相談 所長 北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
	(5) 保護者に 対する指導 受入れ勧告 及び保護者 が勧告に従 わない場合 の必要な措 置（法11④ ⑤）							○		中央児 童相談 所長 北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
	(6) 保護者に 対するつき まとい等の 禁止命令 （法12の 4 ①②③④⑥）			○						
	(7) 施設入所 等の措置の 解除（法13 ①②③）							○		中央児 童相談 所長 北部児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
8 民間あ っせん機 関による 養子縁組 のあっせ んに係る 児童の保 護等に関 する法律	(1) 養子縁組 あっせん事 業の許可及 び許可証の 交付（法 6 ①, 10①）			○						
	(2) 養子縁組 あっせん事 業の許可証				○					

(平成28年法律第110号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	の再交付 (法10③)																					
	(3) 養子縁組あっせん事業の許可に係る有効期間更新の申請の処理 (法12②)					○																
	(4) 民間あっせん機関からの変更の届出の処理等 (法13)					○																
	(5) 民間あっせん機関からの養子縁組あっせん事業の廃止の届出の処理 (法14①)					○																
	(6) 民間あっせん機関に対する業務の運営の改善命令 (法15)				○																	
	(7) 民間あっせん機関に対する養子縁組あっせん事業の許可の取消し又は全部若しくは一部の停止命令 (法16)				○																	
	(8) 民間あっせん機関からの事業報告書の処理 (法20)					○																
	(9) 民間あっせん機関からの報告等の処理 (法32)					○																
	(10) 民間あっせん機関に対する報告					○																

の要求及び 立入検査等 の実施（法 39①②）														
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子ども家庭課の表及び子育て支援課の表を削る。

別表第 6 高齢者生き生き推進課の表 7 の項事務の種類欄中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法を「旧法」を削り、同項第32号中「勧告のの公表」を「勧告の公表」に改め、同項中第80号から第88号までを削り、第89号を第80号とし、第90号から第107号までを9号ずつ繰り上げ、同項第108号中「37の2」を「37の2の3」に改め、同号を同項第99号とし、同項第109号を同項第100号とし、同項第110号中「118⑦」を「118⑩」に改め、同号を同項第101号とし、同項中第111号を第102号とし、第112号から第129号までを9号ずつ繰り上げる。

別表第 6 産業人材確保・移住促進課（外国人材政策推進室を含む。）の表中「産業人材確保・移住促進課（外国人材政策推進室を含む。）」を「産業人材確保・移住促進課」に改め、同表中 3 の項を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

外国人材政策推進課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
外国人材の確保、受入れ・定着に関する施策の企画及び総合調整並びに実施に関する事務	(1) 外国人材の確保及び受入れ・定着に関する各部間の総合調整				○						
	(2) 外国人材の確保及び受入れ・定着に関する関係機関、団体等との連絡調整				○						
	(3) 外国人材の確保及び受入れ・定着に必要な資料の収集及び調査の実施				○						
	(4) 外国人材の確保及び受入れ・定着に関する事業の実施				○						

別表第 6 雇用労政課の表 6 の項第 6 号中「15の6③」を「15の7③」に改める。

別表第 6 水産振興課の表中 34 の項を 35 の項とし、11 の項から 33 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表中 10 の項の次に次の 1 項を加える。

11 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）の施行に関する事務 この項中特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律を「法」、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和 4 年政令第 18 号）を「政令」という。	(1) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者からの届出の処理（法 3，政令①ⅠⅡ，③）					○						
	(2) 特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する措置の勧告及び命令（法 7，政令①Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ）				○							
	(3) 農林水産大臣への勧告及び命令内容の報告（政令⑤）					○						
	(4) 特定第一種水産動植物等取扱事業者からの届出の処理（法 8，政令①Ⅵ）					○						
	(5) 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴収若しくは物件の提出の要求又はその者への立入検査の実施（法 12①，政令①ⅦⅧ）					○						
	(6) 農林水産					○						

大臣への報告の徴収若しくは物件の提出又は立入検査の実施結果の報告 (政令⑥)															
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 漁港漁場課の表 1 の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第 8 号中「28①Ⅰ」を「29①Ⅰ」に改め、同項第 11 号中「28①Ⅱ④」を「29①Ⅱ④」に改め、同項第 13 号中「28①Ⅲ」を「29①Ⅲ」に改め、同項第 14 号中「28①Ⅳ④」を「29①Ⅳ④」に改め、同項第 24 号及び第 25 号中「38」を「38①」に改め、同項中第 47 号を第 59 号とし、第 44 号から第 46 号までを 12 号ずつ繰り下げ、同項第 43 号中「28④」を「29④」に改め、同号を同項第 55 号とし、同項中第 42 号を第 54 号とし、第 41 号中「、漁港修築事業の施行者」を削り、「法 41①③、政令 28①Ⅴ」を「法 67①②、政令 29①Ⅴ」に改め、同号を第 53 号とし、同項第 40 号中「及び農林水産大臣に対する許可申請」を「、それに伴う意見聴取及び農林水産大臣への報告」に、「法 40①③」を「法 66①②」に改め、同号を第 52 号とし、同項第 39 号の次に次の 12 号を加える。

(40) 活用推進計画の策定(変更を含む。)、策定に伴う漁港施設所有者の同意取得、関係者からの意見聴取及び公表並びに農林水産大臣への報告 (法 41①④⑤⑥⑦)					○										
(41) 実施計画の認定(変更を含む。)及び認定に伴う公告縦覧並びに漁港施設所有者への通知 (法 43①②③④⑤)						○									
(42) 実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け (法 44①)							○								
(43) 実施計画に係る勧告及び認定の取消し並びに漁港施設所有者への通知 (法 45)								○							
(44) 漁港水面施設運営権の設定 (法 48)									○						
(45) 漁港水面施設運営権に関する活用推進計画の策定、策定に伴う協議 (法 49①②)										○					
(46) 漁港水面施設運営権の移転に係る許可、許可に伴う公告縦覧及び公表 (法 55②⑤⑥)											○				

(47) 漁港水面施設運営権の取消し、これに伴う抵当権者への通知 (法59①③)					○						
(48) 漁港水面施設運営権の取消し等に伴う漁港水面施設運営権者への損失補償及び協議 (法60①②)					○						
(49) 漁港協力団体の指定及び変更の届出の処理並びにそれらに係る公示 (法61)					○						
(50) 漁港協力団体に対する報告の要求及び措置命令並びに漁港協力団体の指定の取消し及びそれに係る公示 (法63)					○						
(51) 漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部占用に係る漁港協力団体との協議 (法65)					○						

別表第 6 農村振興課の表 15 の項事務の種類の欄を次のように改める。

15 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の施行に関する事務
 この項中農地中間管理事業の推進に関する法律を「法」、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法

律第56号)
を「改正
法」とい
う。

別表第 6 農村振興課の表15の項第10号から第12号までの規定中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第13号中「法19の 2 ①」を「改正法附則10」に改め、同項第14号中「の設定又は移転に係る契約等」を「に係る賃貸借又は使用貸借等」に改め、同項第15号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第16号を削り、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号を同項第17号とする。

別表第 6 畜産課の表中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同表 1 の項事務の種類のカラム中「鹿児島県家畜改良増殖法施行細則」を「家畜改良増殖法施行細則」に改め、同表 1 の項第 3 号を削り、同表中 6 の項から 11 の項までを削り、 12 の項を 6 の項とし、 13 の項から 18 の項までを 6 項ずつ繰り上げ、同表の次に次の 1 表を加える。

家畜防疫対策課

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分						所長名	備 考	
			知 事	専 決 者							受 任 者 所 長
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
1 家畜改良増殖法 (昭和25 年法律第 209号) の施行に 関する事 務 この項 中家畜改 良増殖法 を「法」、 家畜改良 増殖法施 行令(昭 和25年政 令第269 号)を 「政令」、 家畜改良 増殖法施 行規則 (昭和25 年農林省 令第96号) を「省 令」、家 畜改良増	(1) 家畜人工授精師の免許(法16①)				○						
	(2) 家畜人工授精に関する講習会の実施、修業試験の可否の決定等(法16②, 規則3)				○						
	(3) 家畜人工授精師の免許証の交付、書換え交付及び再交付(法18, 政令9, 10)					○					
	(4) 家畜人工授精師の免許の取消し及び業務停止の命令(法19①②)				○						
	(5) 家畜人工授精所の開設の許可及び開設許可				○						

殖法施行 細則 (昭 和 61 年 鹿 児 島 県 規 則 第 56 号) を 「規則」 という。	証 の 交 付 (法 24, 規 則 4)											
	(6) 家畜人工 授精所の開 設の許可の 取消し及び 使用停止の 命令 (法 26 ①②)					○						
	(7) 家畜人工 授精師の免 許証の回収 (政令 11① ②③)						○					
	(8) 業務の停 止を命ぜら れた家畜人 工授精師の 免許証の領 置及び業務 停止期間満 了時の返還 (政令 11④)						○	○	家畜保 健衛生 所長			
	(9) 家畜人工 授精師名簿 の作成 (政 令 12)					○						
	(10) 講習会 の修業試験 合格者名簿 の調製及び 修業試験合 格証明書の 交付 (省令 25)					○						
2 家畜伝 染病予防 法 (昭和 26 年 法 律 第 166 号) の 施 行 に 関 する 事 務 この 項 中 家 畜 伝 染 病 予 防 法 を 「法」, 家 畜 伝 染 病 予 防 法	(1) 届出伝染 病に関する 届出の処理 (法 4 ①)							○	家畜保 健衛生 所長			
	(2) 新疾病に ついての届 出の処理 (法 4 の 2 ①)							○	家畜保 健衛生 所長			
	(3) 新疾病に ついての検 査命令及び 公示 (法 4 の 2③⑤⑥)				○			○	家畜保 健衛生 所長	課 長 は, 公 示 に 限 る。		
	(4) 届出伝染				○							

施行令 (昭和28 年政令第 235号) を「政 令」、家 畜伝染病 予防法施 行規則 (昭和26 年農林省 令第35号) を「省 令」、家 畜伝染病 予防法施 行細則 (昭和26 年鹿児島 県規則第 83号)を 「規則」 という。	病及び新疾 病について の農林水産 大臣への報 告並びに関 係都道府県 知事及び関 係市町村等 への通報 (法4④, 4の2④)										
	(5) 監視伝染 病に係る検 査の命令, 助言等及び 要請並びに 伝染性疾病 に係る検査 の実施(法 5①②③⑥ ⑦)					○					
	(6) 家畜等の 検査結果の 農林水産大 臣への報告 (法5④)					○					
	(7) 特定疾病 又は監視伝 染病の発生 予防のため の注射, 薬 浴又は投薬 を受けるべ き旨の命令 及び公示 (法6〔5 ②〕)					○					
	(8) 発生予防 のための家 畜の検査, 注射, 薬浴 又は投薬を 行った旨の 標識を家畜 防疫員に付 させること (法7)								○	家畜保 健衛生 所長	
(9) 検査, 注 射, 薬浴又 は投薬を行								○	家畜保 健衛生 所長		

った旨の証明書 の交付 (法8)												
(10) 消毒方法、 清潔方法又は ねずみ、 昆虫等の駆 除方法の実 施の命令 (法9, 30)				○					○	家畜保 健衛生 所長		
(11) 特定疾病 又は監視伝 染病の発生 予防措置の 実施状況及 び実施の結 果に係る農 林水産大臣 への報告及 び関係都道 府県知事へ の通報（法 12の2）				○								
(12) 衛生管理 状況に関する 報告の受理 (法12の 4①)									○	家畜保 健衛生 所長		
(13) 衛生管理 状況に関する 報告の関 係市町村長 への通知 (法12の4 ②)				○								
(14) 飼養衛生 管理基準に ついての指 導及び助言 (法12の5)									○	家畜保 健衛生 所長		
(15) 飼養衛生 管理基準に ついての勸 告及び命令 (法12の6 ①②)				○								
(16) 患畜又は 疑似患畜の 届出の処理 (法13①②)									○	家畜保 健衛生 所長		

<p>(17) 患畜又は疑似患畜の発生に関する公示, 農林水産大臣への報告並びに関係都道府県知事及び市町村長への通報 (法13④)</p>					○					
<p>(18) 農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受理 (法13の2①)</p>								○	家畜保健衛生所長	
<p>(19) 農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出に係る農林水産大臣への報告及び検体の提出 (法13の2④⑥)</p>					○					
<p>(20) 患畜等の判定結果に係る通知, 公示並びに関係都道府県知事及び関係市町村長への通報 (法13の2⑦⑧)</p>					○					
<p>(21) 家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断及びそれに係る通報 (法15, 政令5)</p>								○	家畜保健衛生所長	
<p>(22) 患畜及び疑似患畜の</p>				○						

殺処分命令又は実施 (法17)										
(23) 患畜等以外の家畜の殺処分命令又は実施 (法17の2⑤⑥)					○					
(24) 病性鑑定のための家畜の死体の剖検の実施及び剖検のための疑似患畜の殺処分 (法20①)					○					
(25) 家畜の死体を病性鑑定又は学術研究の用に供する許可 (法21①)								○	家畜保健衛生所長	
(26) 焼却等の措置に係る農林水産大臣及び市町村長への協力要請 (法21⑦)					○					
(27) 家畜の死体又は病原体に汚染した物品等を埋却した土地の発掘の許可 (法24, 省令32)								○	家畜保健衛生所長	
(28) 家畜伝染病の病原体により汚染し, 又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫等の消毒の命令又は実施 (法26①③)								○	家畜保健衛生所長	
(29) 家畜防疫								○	家畜保	

員による消毒設備の設置の命令 (法26⑤)										健衛生 所長
(30) 家畜伝染病のまん延防止のための消毒設備の設置等 (法28の2)			○							
(31) まん延防止のための家畜の検査, 注射, 薬浴又は投薬の実施 (法31①)								○		家畜保 健衛生 所長
(32) 家畜等の移動等の禁止, 停止及び制限並びにそれらに係る告示等 (法32①, 33, 34, 省令41, 規則8, 9, 10)			○							
(33) 家畜伝染病のまん延防止のためにとつた措置の実施状況に係る農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報 (法35, 省令42)				○						
(34) 家畜防疫官に対する家畜防疫員の事務への従事の指示 (法48)				○						
(35) 他の都道府県知事に対する家畜防疫員の派遣の要請			○							

	(法48の2 ①)																		
	(36) 動物用生物学的製剤の使用の許可(法50)													○					家畜保健衛生所長
	(37) 動物の所有者等からの報告の徴収及びそれに係る告示等(法52①, 省令58)					○								○					家畜保健衛生所長
	(38) 農林水産大臣に対する評価額の決定についての意見の具申並びにそれに係る評価人の選定及び意見の聴取(法58④⑤)					○													
	(39) 検査等の猶予(規則4)													○					家畜保健衛生所長
3 医 薬 品, 医 療 機 器 等 の 品 質, 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 する 法 律 (昭 和 35 年 法 律 第 145 号) の 施 行 に 関 する 事 務 の う ち 動 物 用 医 薬 品 等 の 取 締 り に 関 する 事 務 この 項 中 医 薬 品, 医 療 機 器 等 の 品 質,	(1) 医薬品の販売業者等からの休廃止等の届出の処理(法19, 38[10], 政令80②)													○					
	(2) 医薬品の製造販売業の許可の申請書等の経由(法21)													○					
	(3) 医薬品等の販売業等の許可の更新の拒否及びそれに係る弁明等の機会との供与(法24②, 39⑥, 40の5⑥, 76)						○												

有効性及び安全性の確保等に関する法律を「法」、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）を「政令」、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）を「省令」という。	(4) 医薬品の販売業の許可の更新（法24②）							○	家畜保健衛生所長
	(5) 医薬品の販売業の許可（法24①, 26①, 30①, 34①, 83の2の3①）				○				
	(6) 配置従事の届出の処理（法32）						○		
	(7) 配置従事者の身分証明書の交付（法33①）					○			
	(8) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び休廃止等の届出の処理（法39①②, 40①〔10〕）				○				
	(9) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新（法39⑥）						○	家畜保健衛生所長	
	(10) 管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の処理（法39の3①）						○	家畜保健衛生所長	
	(11) 再生医療等製品の販売業の許可及び休廃止等の届出の処理（法40の5①②, 40の7〔10〕）				○				
	(12) 再生医療等製品の販売業の許可						○	家畜保健衛生所長	

の更新 (法 40 の 5 ⑥)												
(13) 報告の徴 収, 立入検 査の実施等 (法69①② ③④⑥)									○	家畜保 健衛生 所長		
(14) 医薬品等 の廃棄等 の措置の命令 (法70①)					○							
(15) 廃棄処分 等の命令 (法70③)									○	家畜保 健衛生 所長		
(16) 医薬品等 の製造販売 業者等に対 する医薬品 等の検査命 令 (法71)					○							
(17) 薬局開設 者等に対す る構造設備 等の改善命 令, 業務の 停止命令及 び施設の使用 禁止 (法 72③④⑤, 政令80②Ⅱ Ⅳ③ⅡⅤ④ Ⅱ)					○							
(18) 薬局開設 者, 店舗販 売業者又は 配置販売業 者に対する 体制整備命 令 (法72の 2①②)					○							
(19) 薬局開設 者等に対す る管理者等 の変更命令 (法73, 政 令80①Ⅳ② ⅡⅣ③ⅡⅤ ④Ⅱ)					○							
(20) 配置販売 業者の配置					○							

員による配置販売又は配置員の業務の停止命令 (法74)										
(21) 医薬品の販売業等の許可の取消し及び業務の停止命令 (法75①, 政令80①Ⅳ②ⅡⅣ③ⅡⅤ④Ⅱ)				○						
(22) 医薬品等の製造販売業者等の許可の取消し又は業務の停止命令を必要とする旨の通知 (法75②)			○							
(23) 薬事監視員の任命 (法76の3①)				○						
(24) 医薬品販売業等の許可証の交付, 書換え交付及び再交付 (政令44, 45, 46①②)					○					
(25) 許可証の回収 (政令46③, 47)						○				
(26) 許可台帳の調整 (政令48)					○					
(27) 医薬品又は医療機器の検定申請書の送付並びに試験品の採取及び送付 (政令59)						○				
(28) 検定結果の通知等及						○				

	び検定に合格した医薬品等に係る表示の確認 (政令60②, 61②)											
	(29) 省令第102条第2号イ又は第110条の3第1号に掲げる者と同程度以上の経験を有する者の認定 (省令102Ⅱロ, 110の3Ⅱ)				○							
	(30) 動物用医薬品特例店舗販売業者の指定品目の変更又は品目の追加指定 (省令112)					○						
4 家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号) の施行に関する事務 この項中家畜保健衛生所法を「法」、家畜保健衛生所法施行規則 (昭和25年農林省令第29号) を「省令」という。	家畜保健衛生所の設置の届出 (法2, 省令1)			○								
5 獣医師法 (昭和24年法律	(1) 診療簿及び検案簿の検査の実施							○	家畜保健衛生所長			

<p>第186号)の施行に関する事務 この項中獣医師法を「法」、獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)を「省令」という。</p>	<p>並びにその結果の農林水産大臣への報告(法21③④)</p>												
<p>6 獣医療法(平成4年法律第46号)の施行に関する事務 この項中獣医療法を「法」、獣医療法施行令(平成4年政令第274号)を「政令」、獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)を「省令」という。</p>	<p>(1) 診療施設の開設の届出及び休止、廃止又は届出事項の変更の処理(法3, 省令1)</p>						○		○		家畜保健衛生所長		
<p>(2) 診療施設の使用の制限, 禁止, 修繕等の命令(法6)</p>					○								
<p>(3) 報告の徴収及び立入検査の実施(法8)</p>					○				○		家畜保健衛生所長		
<p>(4) 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の決定等(法11, 省令21)</p>				○									
<p>(5) 診療施設整備計画の認定(変更の認定を含む。)及びその取消し(法14, 政令1, 省令22)</p>					○				○		家畜保健衛生所長		
<p>(6) 診療施設の開設状況</p>					○								

	の農林水産大臣への報告																					
7 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関する事務 この項中牛海綿状脳症対策特別措置法を「法」、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）を「省令」という。	(1) 死亡牛の届出の処理（法6①，省令2，3）																			○	家畜保健衛生所長	
	(2) 死亡牛の所有者に対する死亡牛の検査命令（法6②）																				○	家畜保健衛生所長
	(3) 死亡牛の検査が実施不可能な地域の認定（法6②，省令4）																					
	(4) 牛海綿状脳症の検査に係る協力及びその他必要な協力の依頼（法10②）																					○

別表第6河川課の表に次の1項を加える。

10 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の施行に関する事務 この項中特定都市河川浸水被害対策法を「法」、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第	(1) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定，変更及び解除（法3④⑤⑩⑪）																					○		
	(2) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定，変更及び解除についての国土交通大臣との協議（法3⑦⑪）																						○	
	(3) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定，																						○	

168号) を「政令」 という。	変更及び解 除について の国土交通 大臣への意 見の申述 (法3⑧⑩)													
	(4) 特定都市 河川及び特 定都市河川 流域の指定, 変更及び解 除について の関係市町 村長及び下 水道管理者 からの意見 の聴取(法 3⑨⑩)			○										
	(5) 流域水害 対策計画の 策定及び変 更並びにそ れらの公表 (法4①⑩ ⑫)			○										
	(6) 流域水害 対策計画の 策定及び変 更について の国土交通 大臣との協 議(法4④ ⑫)			○										
	(7) 流域水害 対策計画の 策定及び変 更に係る学 識経験者か らの意見の 聴取等(法 4⑤⑥⑫)			○										
	(8) 流域水害 対策協議会 等の設置 (法6, 7)			○										
	(9) 雨水浸透 阻害行為の 許可等及び 通知(法32, 36, 37)			○										

(10) 雨水浸透 阻害行為の 工事完了の 検査等 (法 38②③)					○														
(11) 雨水貯留 浸透施設の 機能を阻害 するおそれ のある行為 の許可 (法 39③)					○														
(12) 雨水浸透 阻害行為等 の許可に関 する監督処 分及びそれ に係る公示 等 (法41① ②③)					○														
(13) 雨水浸透 阻害行為等 に関する報 告の徴収等 (法43①②)					○														
(14) 基準降雨 の公示 (政 令 9 ②)					○														

別表第 6 都市計画課の表 7 の項第 6 号中 「 」 を 「 」 に改める。

別表第 6 建築課の表 1 の項第 1 号を次のように改める。

(1) 重要文化財等に対 する規定の適用除外 に係る建築物の指定 及び適用除外の認定 並びにこれらに係る 同意手続 (法 3 ① III IV)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課の表 1 の項中第 131 号を第 133 号とし、第 120 号から第 130 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 119 号の次に次の 2 号を加える。

(120) 既存の建築物の 敷地と道路の関係に 係る制限の緩和の承 認 (政令137の12⑥)										○	地域振 興局長 支庁 長	
(121) 既存の建築物に 係る道路内における 建築の制限の緩和の 承認 (政令137の12 ⑦)										○	地域振 興局長 支庁 長	

別表第 6 建築課の表 13 の項を次のように改める。

<p>13 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) の施行に関する事務 この項中宅地造成及び特定盛土等規制法を「法」、鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (昭和37年鹿児島県規則第64号) を「規則」という。</p>	<p>(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 (以下この項中「規制区域」という。) の指定等に必要の基礎調査の実施及びその結果の関係市町村長への通知等 (法4)</p>					○							
	<p>(2) 基礎調査に係る他人の土地への立入り及びそれに係る通知等 (法5)</p>					○							
	<p>(3) 土地の試掘等の許可及びそれに係る意見申述の機会の供与並びに障害物の伐除等 (法6)</p>					○							
	<p>(4) 土地への立入り等に伴う損失補償の決定等 (法8)</p>					○							
	<p>(5) 規制区域の指定及びそれに係る意見の聴取等 (法10①②④, 26①②④)</p>				○								
	<p>(6) 宅地造成, 特定盛土等又は土石の堆積 (以下この項中「宅地造成等」とい</p>					○							

う。)に関する工事の許可（法12, 30）												
(7) 宅地造成等に関する工事の協議についての決定（法15, 34）					○							
(8) 工事完了の検査及び検査済証の交付（法17, 36）					○							
(9) 中間検査の実施及び合格証の交付（法18, 37）					○							
(10) 宅地造成等に関する工事についての状況等に関する定期報告の受理（法19, 38）					○							
(11) 宅地造成等に関する工事に係る監督処分（法20①②③④, 39①②③④）					○							
(12) 違法行為等に対する代執行及びそれに係る公告（法20⑤, 39⑤）				○								
(13) 宅地造成等に関する工事等の届出の処理（法21, 40）					○							
(14) 規制区域内の擁壁の設置等の勧告（法22②, 40）					○							

41②)																			
(15) 規制区域内の擁壁等の改善命令 (法23, 42)					○														
(16) 宅地造成等に関する工事状況の立入検査の実施 (法24, 43)					○														
(17) 工事状況についての報告の徴取 (法25, 44)					○														
(18) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の処理 (法27)					○														
(19) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更の届出の処理 (法28)					○														
(20) 試掘等許可証の交付 (規則2②)						○													
(21) 工事概要等の変更許可 (規則4)					○														
(22) 名義変更等の届出の処理 (規則5)					○														
(23) 擁壁の設置に代わる措置としての工法の承認 (規則6 III)					○														
(24) 擁壁等の工程検査の実施 (規則10)					○														
(25) 工事の一部完了検査					○														

	の実施（規則11）											
	(26) 届出工事の変更届の処理（規則12）					○						

別表第 6 建築課の表17の項事務の種類のカラムを次のように改める。

17 建築物
 のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務
 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律を「法」、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）を「政令」、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）を「省令」という。

別表第 6 建築課の表17の項第11号中「3⑦⑧」を「3⑧⑨」に改め、同項第12号中「3⑨」

を「3⑩」に改め、同項第13号中「30①, 31①」を「35①, 36①」に改め、同項第14号中「30③, 31②」を「35③, 36②」に改め、同項第15号中「32」を「37」に改め、同項第16号中「33」を「38」に改め、同項第17号中「34」を「39」に改め、同項第18号中「36②」を「41②」に改め、同項第19号中「37」を「42」に改め、同項第20号中「38①」を「43①」に改め、同項第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 重要文化財等に対する法の適用除外の認定（政令6②IVV）									○	地域振興局長 支庁長	
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。